

第3期 伊達市子ども・子育て支援事業計画（案）

2025年度（令和7年度）～ 2029年度（令和11年度）

2025年（令和7年）3月

北海道 伊達市

目次

はじめに	1
第1章 計画の概要	2
1 計画の位置づけ	2
2 計画の期間	2
3 計画の策定方法	3
(1) 第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画における進捗状況との比較・検証	3
(2) 市民ニーズ調査の実施	3
(3) 子ども・子育て会議による意見聴取	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	4
1 伊達市の人口動態	4
(1) 総人口及び年少人口の推移	4
(2) 年齢3区分別人口の推移	5
(3) 小学生以下人口の推移	6
(4) 出生数・出生率の推移	7
2 子育て環境の状況	8
(1) 世帯構成比の状況	8
(2) 6歳未満の親族のいる世帯の状況	9
(3) 女性の就業状況	10
(4) 子どものいる世帯の就業状況	11
3 ニーズ調査結果からみた子育て環境	12
(1) 子どもをみてもらえる親族・知人の存在	12
(2) 保護者の就労状況	13
(3) 育児休業の取得状況	15
(4) ひとり親家庭・共働き家庭の状況	16
(5) 子育てのしやすさや満足度	18
(6) 子育てのために充実してほしいと考える市の施策	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本方針	21
3 施策の体系	22
第4章 計画の前提条件	23
1 教育・保育提供区域の設定	23
2 計画期間の人口推計	23
(1) コーホート変化率法による人口推計	23
(2) 小学生以下人口の見通し	24

3 量の見込みの算出について	25
(1) 量の見込みの算出に当たって	25
(2) 量の見込みの算出方法	26

第5章 施策の展開

基本方針1 子どもの健やかな発育、成長を支える教育・保育の提供

(1) 幼児期の教育・保育の現状	27
(2) 幼児期の教育・保育の量の見込み	32
(3) 提供体制（施設型給付）	34
(4) 提供体制（地域型保育給付）	35
(5) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	35
(6) 発達・障がい児支援事業の量の見込みと提供体制	36
(7) 就学期の教育・保育の量の見込みと提供体制	37
(8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	40
(9) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	40

基本方針2 安心して子育てができる環境づくり

(1) 妊婦健康診査	41
(2) だてっこ子育てきずなLINE	41
(3) 乳児家庭全戸訪問事業	42
(4) 産後ケア事業	43
(5) 養育支援訪問事業	43
(6) 子育て世帯訪問支援事業	44
(7) 子育て短期支援事業	44
(8) 一時預かり事業（幼稚園型）	45
(9) 一時預かり事業（一般型）	46
(10) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	46
(11) 医療的ケア児保育事業	47
(12) 病児保育事業	47
(13) 延長保育事業	48
(14) 親子関係形成支援事業	48

基本方針3 地域で支える子育て支援

(1) 地域子育て支援拠点事業	49
(2) 利用者支援事業（こども家庭センター・妊婦等包括相談）	50
(3) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	51
(4) 児童育成支援拠点事業	51
(5) ファミリー・サポート・センター事業	51

計画の推進に向けて	52
1 計画推進に向けて	52
2 計画の進行管理	52
資料編	53
1 子ども・子育て会議開催状況	53
2 伊達市子ども・子育て会議	54
(1) 伊達市子ども・子育て会議条例	54
(2) 委員名簿	55

はじめに

日本の2023年（令和5年）の合計特殊出生率は、全国で1.20、道内で1.06を示し、過去最低の水準となり、急速な少子化の進行は、地域社会の活力の低下をはじめ、労働力人口の減少や将来の社会保障負担の増加など社会経済状況に極めて深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

本市では、2020年度（令和2年度）に第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、また、2022年度（令和4年度）に当計画の中間見直しを行い、子育て環境の充実に努めてきたところですが、第2期計画における計画期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、不安定な社会情勢が続くとともに子どもたちやその保護者にとっても不安な時期をもたらしました。

こうした状況の中で、国の子ども・子育て政策の動きとして、2020年（令和2年）12月に保育の受け皿整備や地域の子育て資源の活用を進めるための「新子育て安心プラン」の公表、2022年（令和4年）6月に「児童福祉法」を改正し、「こども家庭センター」設置が努力義務化されました。

また、2023年（令和5年）4月には、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を強力に進めていくため、「こども家庭庁」が発足するとともに、日本国憲法および児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえた「こども基本法」の施行、同年12月には「こども未来戦略」、「こどもまんなか社会」実現のための「こども大綱」が閣議決定されています。

さらに、2024年（令和6年）5月、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示す「こどもまんなか実行計画」が策定されるとともに同年6月の「子ども・子育て支援法」の改正により児童手当の抜本的拡充が実施されたことや、保護者の就労状況に関わらず子どもが保育所などを利用できる「こども誰でも通園制度」の創設など、子ども・子育て政策情勢は、現在も目まぐるしく変化を続けています。

本市においても、このような子どもや子育て世帯を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、「こども家庭センター」の設置や「こどもの権利条例」の策定について現在、検討を進めているところであります。

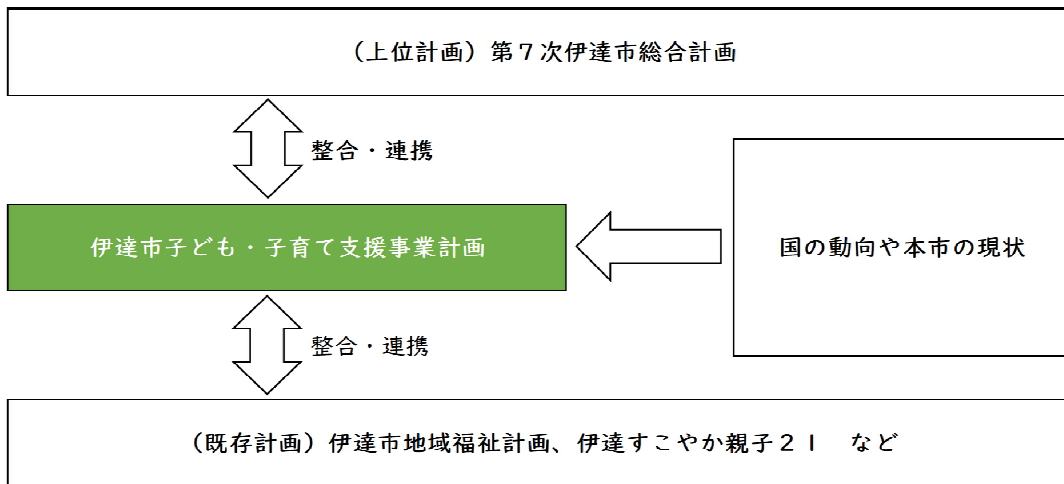
今回、2024年度（令和6年度）に第2期計画の計画期間の最終年度を迎えたことにより、これまで実施してきた第2期計画の進捗状況等を踏まえ、次期計画へ引き継ぎながら子ども・子育て支援に向けた取り組みを推進するため、また、国における子育て支援制度や社会環境の変化と本市の子どもや子育てを取り巻く現状を踏まえながら子育て支援の方向性を定めるために「第3期伊達市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第1章 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、本市の子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものである。

計画策定に当たっては、国の動向や本市の現状を踏まえるとともに、これまでの本市の取り組みとの継続性を保ちつつ、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、上位計画である第7次伊達市総合計画をはじめとする既存計画との整合・連携を図る。



2 計画の期間

本計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間を計画期間とする。また、原則として2027年度（令和9年度）に中間見直しを実施するが、社会情勢や子育て環境の変化が生じた場合、必要に応じて見直しを行うこととする。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
伊達市子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕					伊達市子ども・子育て支援事業計画 〔第3期〕				
		中間見直し		第3期計画の策定			中間見直し		第4期計画の策定

3 計画の策定方法

(1) 第2期伊達市子ども・子育て支援事業計画における進捗状況との比較・検証

第2期計画における量の見込みを算出すべき事業のうち、算出した見込み量と確保内容に対する利用実績を進捗状況として比較・検証した（「第5章 施策の展開」に記載）。

(2) 市民ニーズ調査の実施

計画策定に当たり、子育て家庭の実態や子育て支援に関するニーズを把握し、基礎資料とするために、就学前児童・小学生・中学生・高校生の保護者を対象に「第3期伊達市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施した。

【表 1-1】 ■調査の状況

対 象	配 付 数	回 収 数	回 収 率
就学前児童保護者	500 票	228 票	45.6%
小学生・中学生・高校生保護者	1,100 票	340 票	30.9%
小学生保護者	500 票	175 票	35.0%
中学生保護者	320 票	86 票	26.9%
高校生保護者	280 票	79 票	28.2%
全体	1,600 票	568 票	35.5%

【表 1-2】 ■調査の状況

	就学前児童の保護者	小学生・中学生・高校生の保護者
実施期間	2024 年（令和 6 年）2 月 2 日～2 月 22 日	
配付方法	幼稚園・保育所を通じて URL 及び QR コードを記した案内文書を配付または郵送	小学生及び中学生保護者に関しては、学校を通じて URL 及び QR コードを記した案内文書を配付。 高校生保護者に関しては、郵送
回収方法	インターネットを利用した回答	

(3) 子ども・子育て会議による意見聴取

市民からの意見を計画に反映させるため、子育てに関する有識者、事業主代表、労働者代表及び子育て当事者等から構成する「伊達市子ども・子育て会議」を 2023 年度（令和 5 年度）～2024 年度（令和 6 年度）にかけて 4 回開催し、意見聴取を実施した。

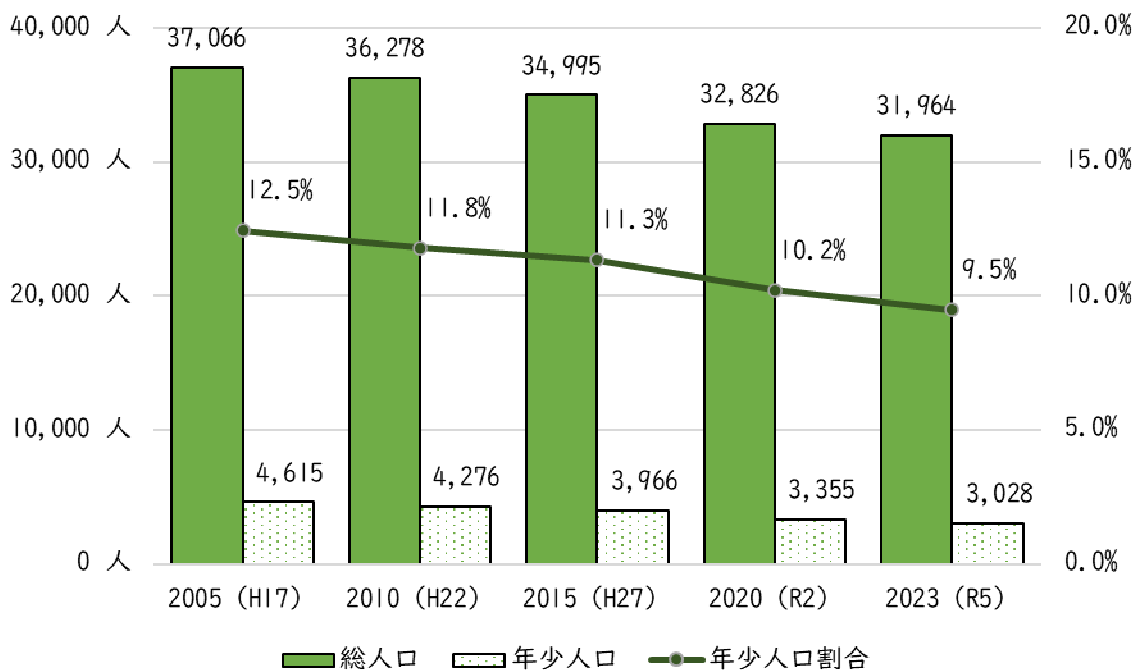
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 伊達市の人口動態

(1) 総人口及び年少人口の推移

本市の総人口は、2010年（平成22年）から現在に至るまで減少に歯止めがかからず、年少人口（15歳未満）についても、2005年（平成17年）に4,615人だったものが、2023年（令和5年）には、3,028人となり、総人口に対する割合は12.5%から9.5%と減少している。

【グラフ2-1】 ■本市の総人口及び年少人口の推移



【表2-1】 ■総人口に占める年少人口割合の推移

(人、%)					
年齢	2005年	2010年	2015年	2020年	2023年
総人口	37,066	36,278	34,995	32,826	31,964
年少人口（15歳未満）	4,615	4,276	3,966	3,355	3,028
割合	12.5	11.8	11.3	10.2	9.5

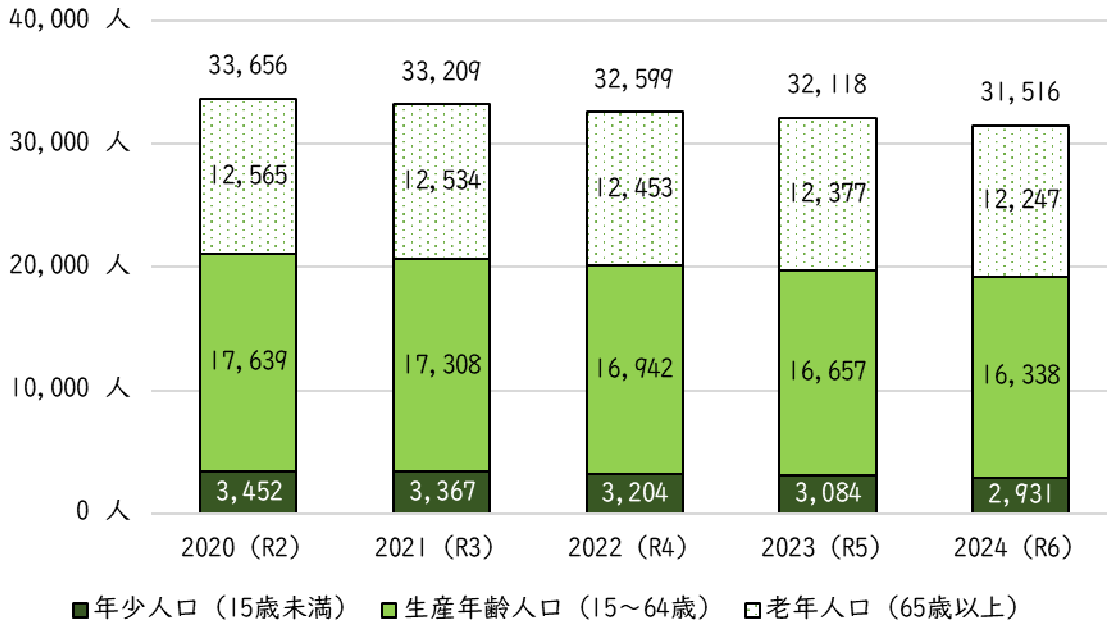
資料：2005年（平成17年）～2020年（令和2年）は国勢調査、
2023年（令和5年）は住民基本台帳人口（各年10月1日）

(2) 年齢3区分別人口の推移

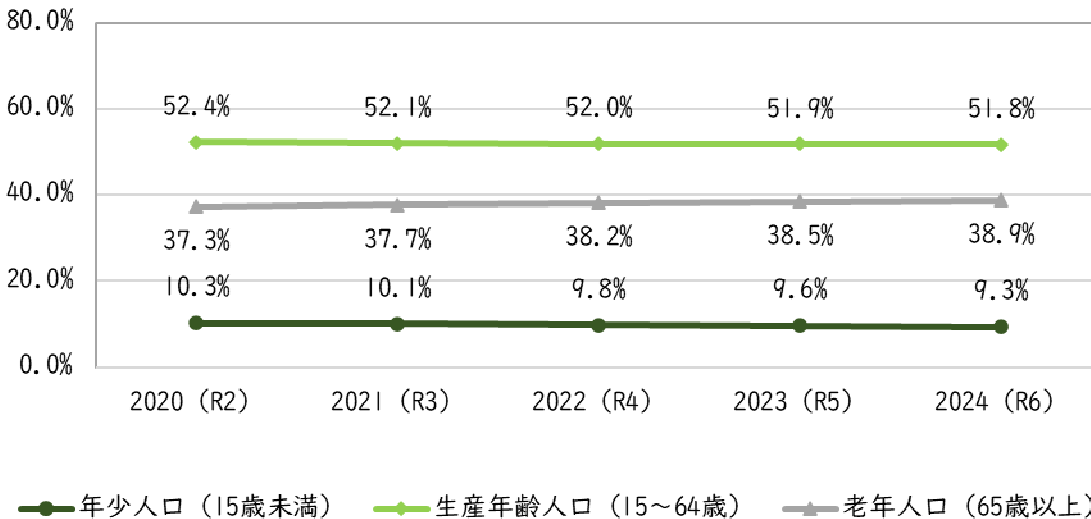
第2期計画期間の本市の年齢3区分別人口について推移をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）は、いずれも減少している。

総人口に占める割合は、年少人口と生産年齢人口が減少傾向であることに対し、老年人口は37.3%から38.9%まで増加している。

【グラフ 2-2】 ■年齢3区分別人口の推移



【グラフ 2-3】 ■総人口に占める年齢3区分人口の割合

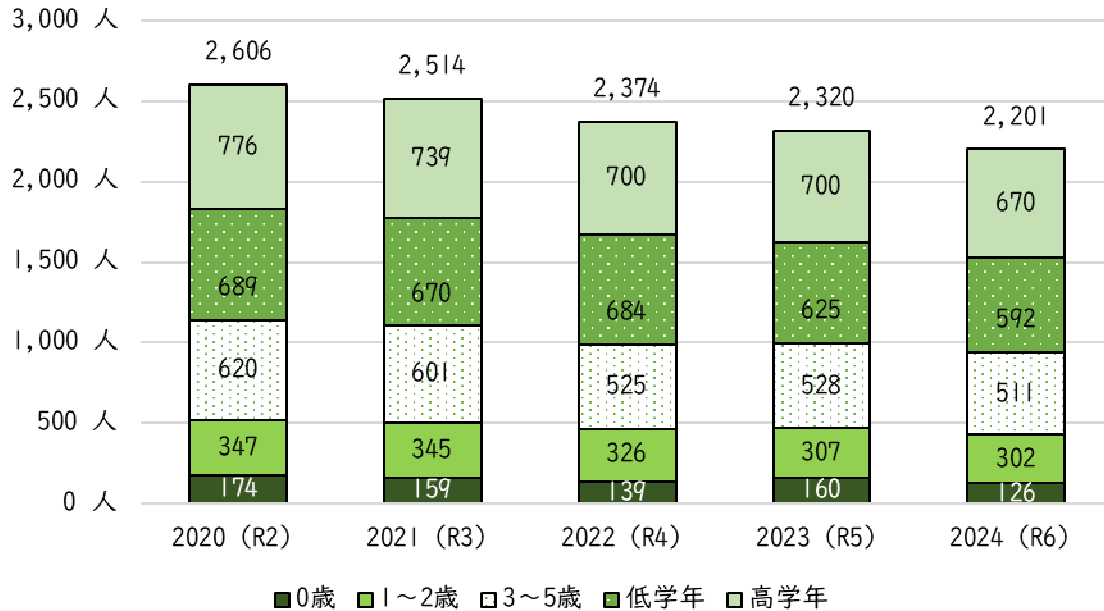


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

(3) 小学生以下人口の推移

第2期計画期間の本市の小学生以下の人口推移は、2020年（令和2年）の2,606人が2024年（令和6年）には2,201人と、およそ400人減少している。

【グラフ2-4】 ■小学生以下人口の推移



【表2-2】 ■小学生以下人口の推移

(人)

年齢	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	174	159	139	160	126
1~2歳	347	345	326	307	302
3~5歳	620	601	525	528	511
就学前計	1,141	1,105	990	995	939
低学年	689	670	684	625	592
高学年	776	739	700	700	670
小学生計	1,465	1,409	1,384	1,325	1,262
計	2,606	2,514	2,374	2,320	2,201

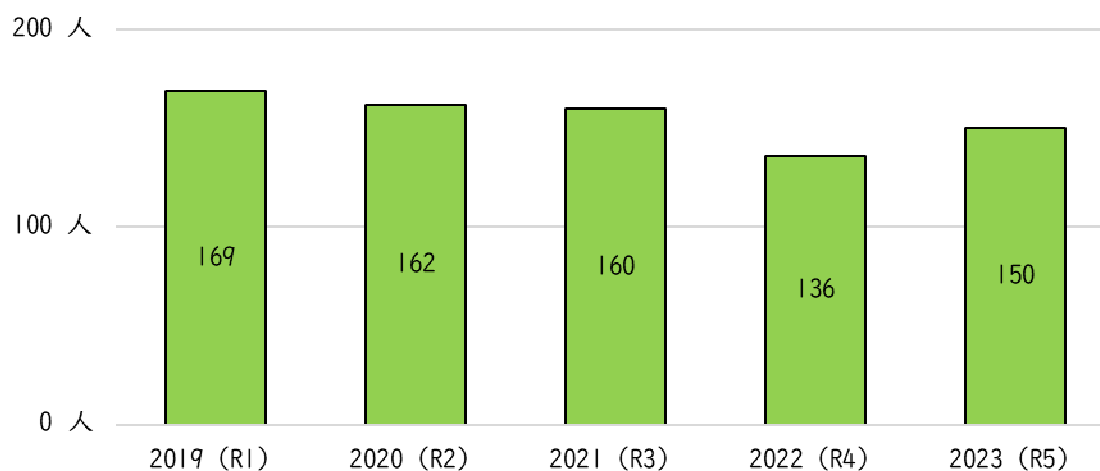
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

(4) 出生数・出生率の推移

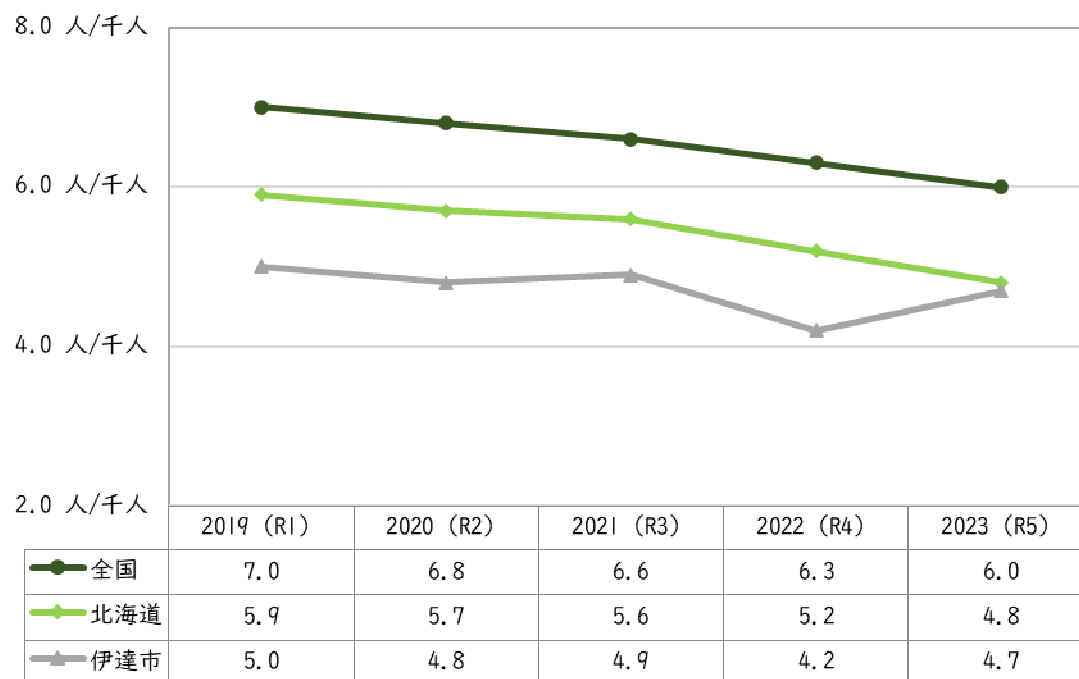
過去5年間の出生数は、2023年（令和5年）は増加しているものの、減少傾向となっている。

人口1,000人当たりの出生数を示す本市の出生率と全国・北海道の出生率を比較すると、本市はすべての年で下回る状況で推移している。

【グラフ 2-5】 ■本市の出生数の推移



【グラフ 2-6】 ■全国・北海道との比較



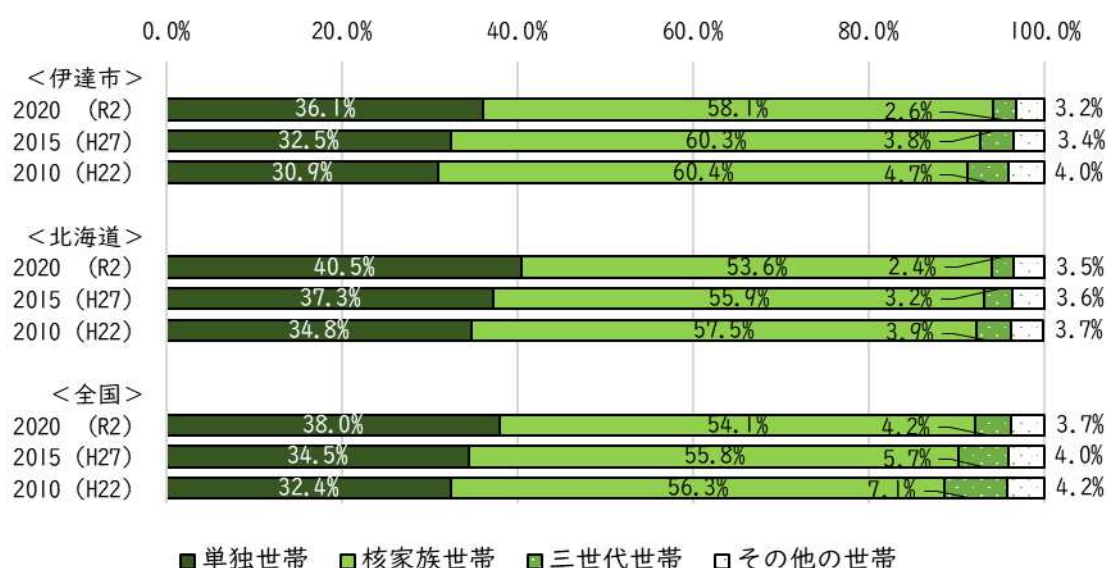
資料：住民基本台帳人口動態（各年1月1日～12月31日）

2 子育て環境の状況

(1) 世帯構成比の状況

2020年（令和2年）の国勢調査では、本市の世帯類型の構成比は、単独世帯が36.1%、核家族世帯が58.1%、三世帯世帯が2.6%、その他の世帯が3.2%となっており、2015年（平成27年）と比較すると単独世帯の構成比が高まる一方、核家族世帯と三世帯世帯が減少している。また、一般世帯に占める単独世帯の構成比は全国・北海道よりも低く、核家族世帯の構成比が高くなっている。

【グラフ 2-7】 ■本市及び全国・北海道の世帯構成比の状況



【表 2-3】 ■本市の世帯構成比の割合

	2010年		2015年		2020年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
単独世帯	4,706	30.9%	4,857	32.5%	5,327	36.1%
核家族世帯	9,190	60.4%	9,012	60.3%	8,567	58.1%
夫婦のみ	4,324	-	4,279	-	4,167	-
夫婦と未婚の子	3,513	-	3,318	-	3,026	-
ひとり親と未婚の子	1,353	-	1,415	-	1,374	-
三世帯世帯	718	4.7%	569	3.8%	383	2.6%
その他の世帯	613	4.0%	515	3.4%	469	3.2%
一般世帯 計	15,227	100.0%	14,953	100.0%	14,746	100.0%

資料：国勢調査（各年10月1日）

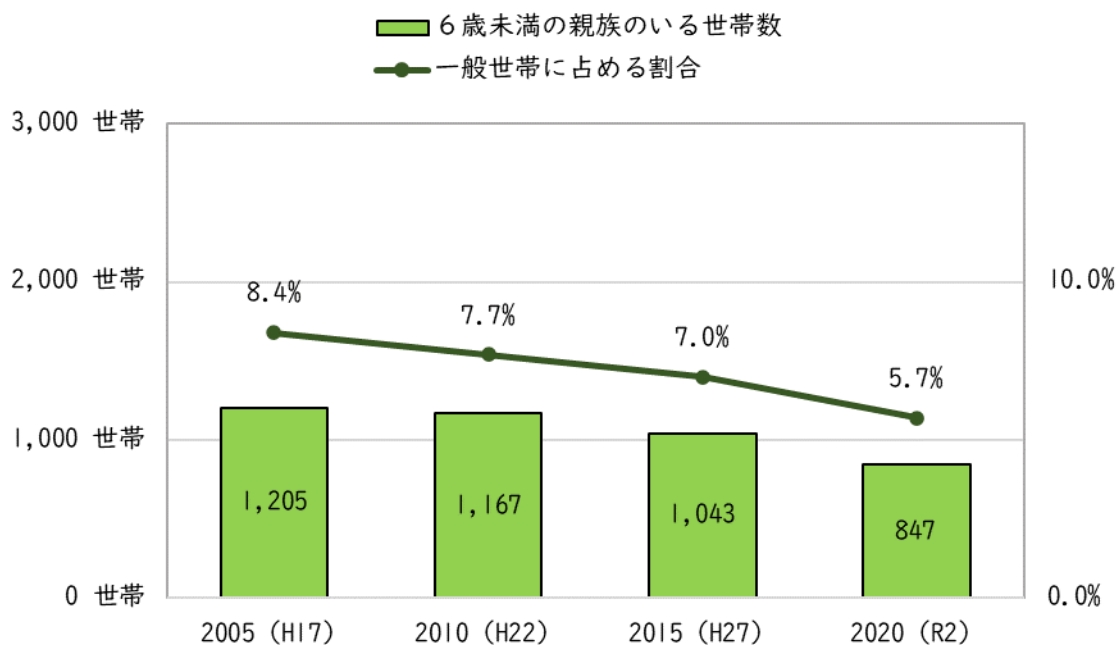
※上表の世帯類型は下記の通り

世帯	一般世帯	単独世帯	
		親族のみの世帯	核家族世帯 三世帯世帯
		その他の世帯	
	施設等の世帯		

(2) 6歳未満の親族のいる世帯の状況

本市の6歳未満の親族のいる世帯数は、2005年（平成17年）に1,205世帯であったが、2020年（令和2年）には847世帯と減少している。また、一般世帯に占める割合も、2005年（平成17年）に8.4%だったものが2020年（令和2年）には5.7%と減少している。

【グラフ 2-8】 ■ 6歳未満の親族のいる世帯の推移



【表 2-4】 ■ 一般世帯に占める割合

		2005年	2010年	2015年	2020年
6歳未満の親族のいる世帯数	世帯	1,205	1,167	1,043	847
一般世帯に占める割合	%	8.4	7.7	7.0	5.7

資料：国勢調査（各年10月1日）

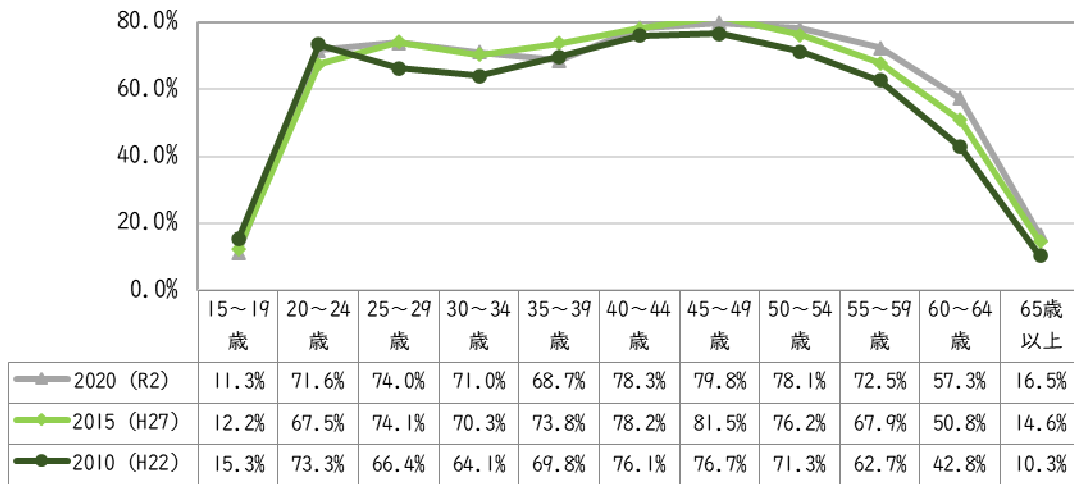
(3) 女性の就業状況

2020年（令和2年）の国勢調査における年齢別の女性の就業率は、20歳～59歳の年齢層において35歳～39歳の年齢層を除き7割を超え、2015年（平成27年）をほぼ上回る結果となっている。

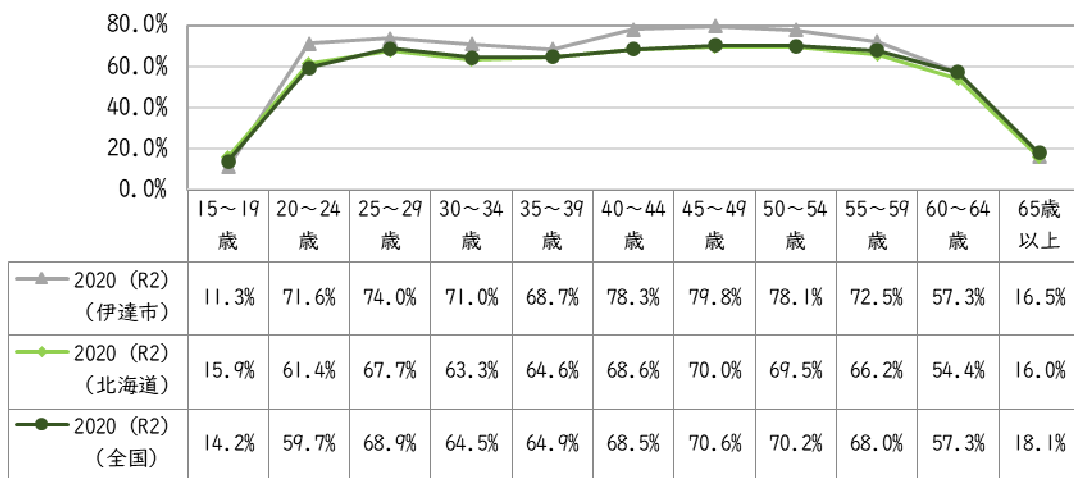
また、女性の就業率は、かつて出産・育児期に当たる20歳代後半から30歳代の年齢層の就業率が下がり、M字カーブを描く傾向がみられていた。2015年（平成27年）の国勢調査では、この傾向が薄くなっていたが、2020年（令和2年）の国勢調査でも、この傾向が続いており、働き続ける女性が多いことが推察される。

2020年（令和2年）の国勢調査において、就業している女性の割合を全国・北海道と比較すると、20歳未満と65歳以上を除くすべての年齢層において全国・北海道を上回っている。

【グラフ 2-9】 ■本市の女性の就業率



【グラフ 2-10】 ■2020年の女性就業率（本市、全国、北海道）



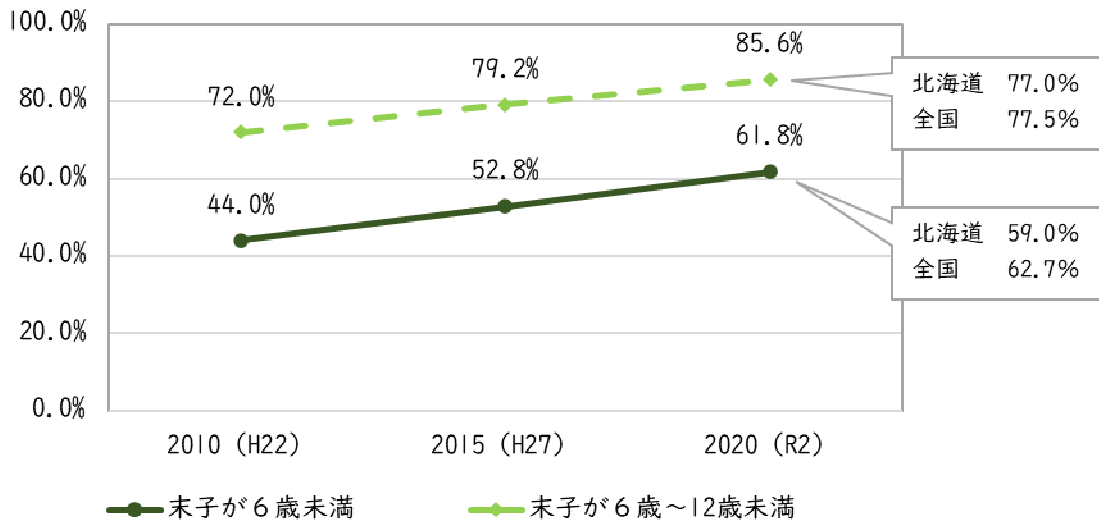
資料：国勢調査（各年10月1日）

(4) 子どものいる世帯の就業状況

2020年（令和2年）の国勢調査によれば、本市の末子が6歳未満の一般世帯における共働き率は61.8%、末子が6～12歳未満の世帯における共働き率は85.6%となっており、特に全国・北海道の値と比較して末子が6～12歳未満の世帯で高い水準となっている。

また、2015年（平成27年）の国勢調査と比較すると、末子が6歳未満の世帯で9.0ポイント増、末子が6～12歳未満の世帯で6.4ポイント増となっており、末子が小学生以下の子どものいる世帯における共働き家庭の割合が高くなっている。

【グラフ 2-11】 ■全国・北海道との比較



【表 2-5】 ■世帯構成と就業状況別の割合

		2010年		2015年		2020年			
		共働き世帯数	共働き率	共働き世帯数	共働き率	共働き世帯数	共働き率	北海道共働き率	全国共働き率
末子が6歳未満世帯	一般世帯	454	44.0%	488	52.8%	427	61.8%	59.0%	62.7%
	核家族世帯	390	42.1%	448	52.0%	409	61.4%	58.5%	61.9%
	三世帯世帯	64	61.0%	40	63.5%	18	72.0%	69.5%	70.7%
末子が6～12歳未満世帯	一般世帯	503	72.0%	527	79.2%	488	85.6%	77.0%	77.5%
	核家族世帯	448	71.9%	478	78.9%	454	85.5%	76.4%	76.6%
	三世帯世帯	55	72.4%	49	81.7%	34	87.2%	85.8%	85.0%

資料：国勢調査（各年10月1日）

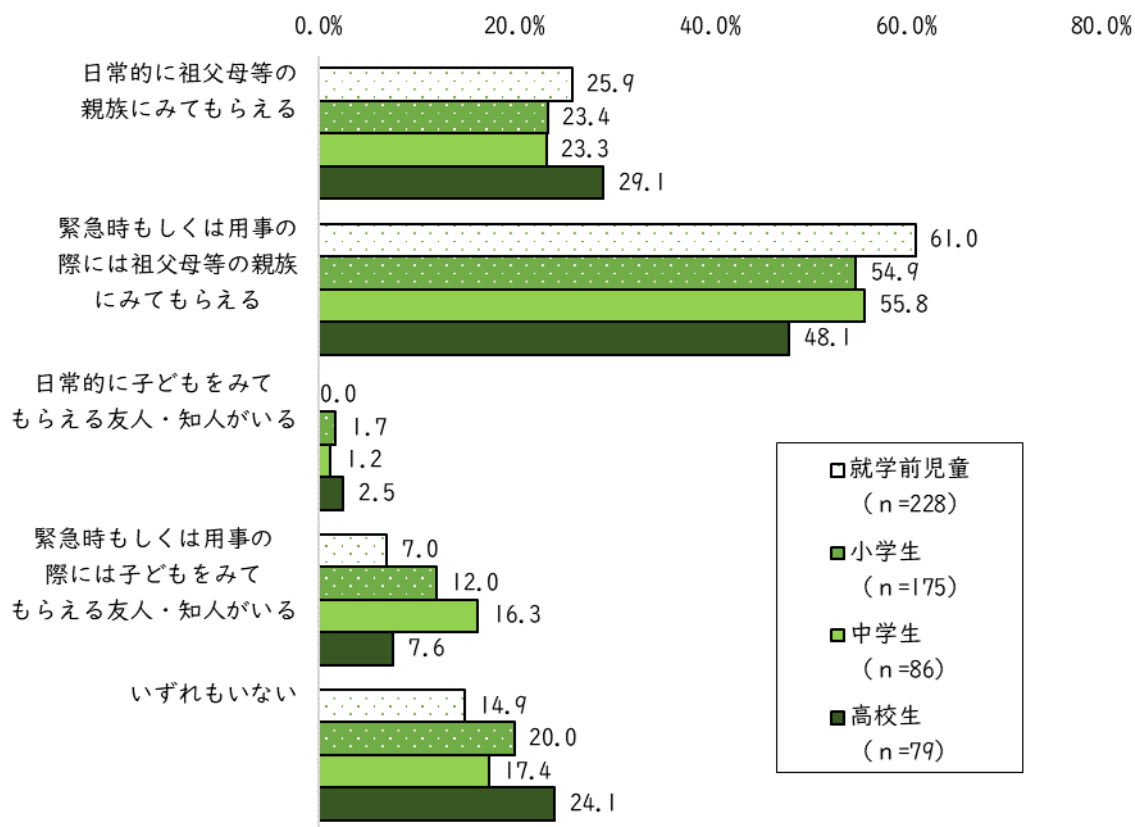
3 ニーズ調査結果からみた子育て環境

(1) 子どもをみてもらえる親族・知人の存在

ニーズ調査による回答は、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」を合計すると、全体の8割程度となっており、就学前児童保護者については、「日常的に」みてもらえる割合は3割弱であるが、「緊急時もしくは用事の際に」みてもらえる割合は6割程度であった。

一方で、就学前児童保護者の14.9%、小学生保護者の20.0%、中学生保護者の17.4%、高校生保護者の24.1%が「いずれもない」としており、回答の2割程度を占める結果となった。

【グラフ 2-12】 ■就学前及び学齢別の子どもをみてもらえる割合の状況



※グラフの「n」は集計対象者

(2) 保護者の就労状況

①母親の就労状況

母親の就労状況のうちフルタイム就労の割合は、就学前児童保護者の49.1%、小学生保護者の45.7%、中学生保護者の51.2%、高校生保護者の48.1%であった。また、パート・アルバイト就労の割合は、就学前児童保護者の36.0%、小学生保護者の31.4%、中学生保護者の34.9%、高校生保護者の35.4%であった。

就学前児童保護者及びすべての学校区分の保護者においてフルタイムでの就労割合がパート・アルバイト等の就労割合を上回っている。

フルタイムとパート・アルバイト等での就労割合をあわせると、就学前児童保護者の85.1%、小学生保護者の77.1%、中学生保護者の86.1%、高校生保護者の83.5%を占め、8割程度の母親が就労している状況となっていた。

【グラフ 2-13】 ■就学前及び学齢別の母親の就労状況



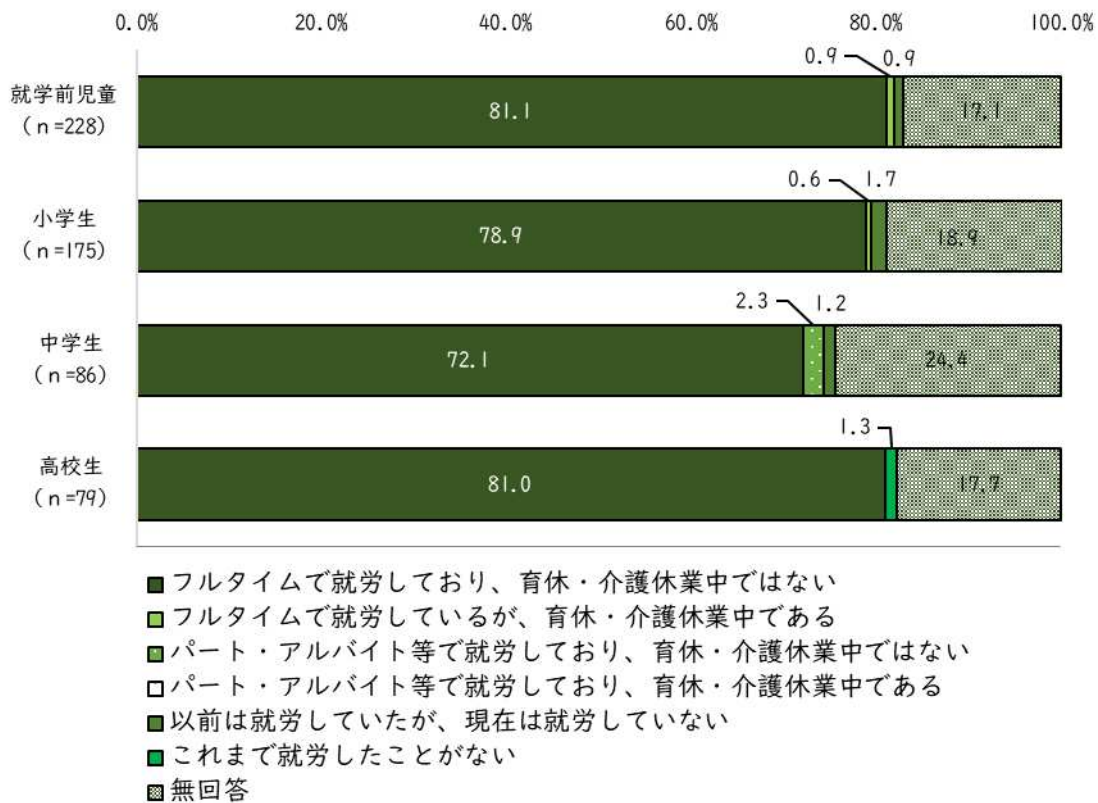
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

※グラフの「n」は集計対象者

②父親の就労状況

父親の就労状況については、就学前児童保護者の82.0%、小学生保護者の79.5%、中学生保護者の72.1%、高校生保護者の81.0%であり、無回答を除くと8割以上の父親がフルタイムでの就労形態であった。また、今回のニーズ調査において、育児・介護等休業中の父親は、就学前児童保護者で0.9%、小学生保護者で0.6%であった。

【グラフ 2-14】 ■就学前及び学齢別の父親の就労状況



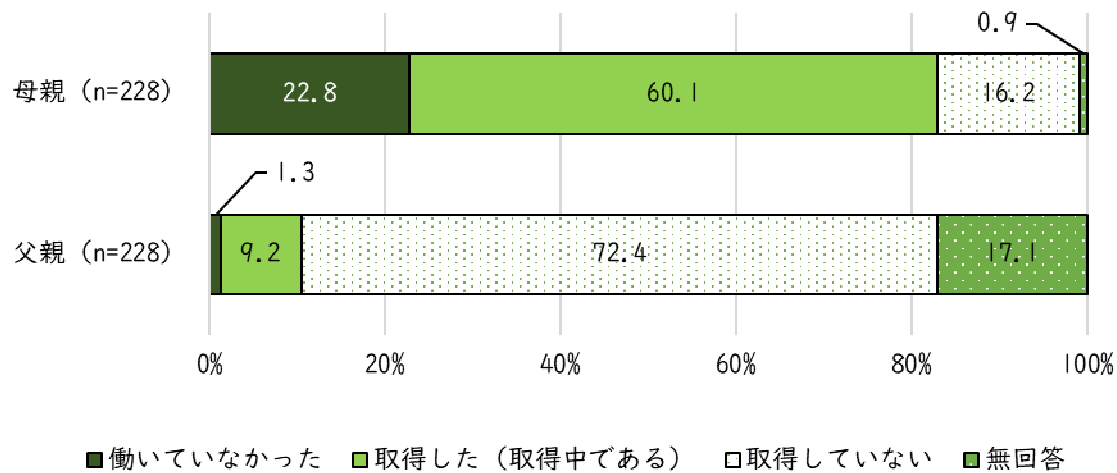
※グラフの「n」は集計対象者

(3) 育児休業の取得状況

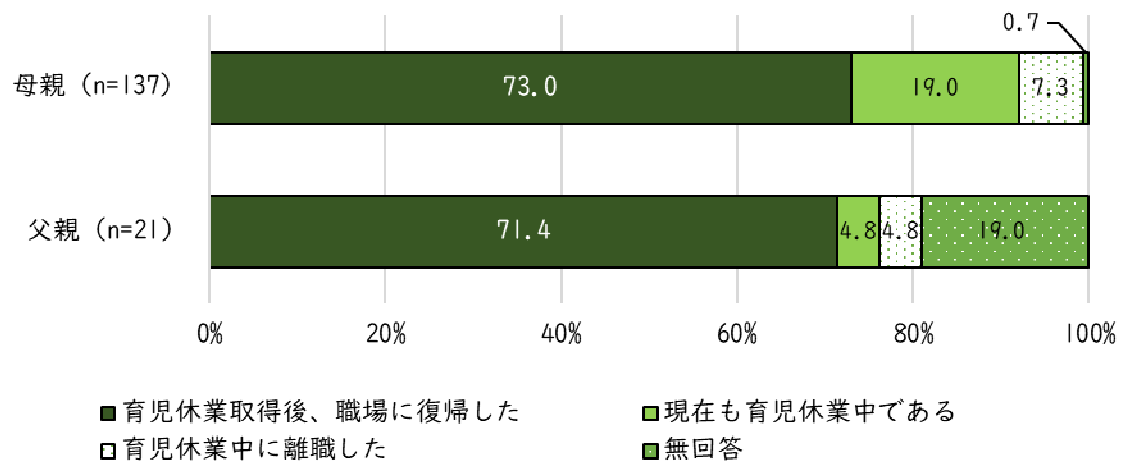
育児休業の取得状況については、母親の60.1%、父親の9.2%が育児休業を取得しており、取得していない状況については、母親が16.2%、父親が72.4%との結果であった。

また、育児休業を取得した母親及び父親のうち、職場に復帰した割合は、母親が73.0%、父親が71.4%であり、育児休業中に離職した割合は、母親で7.3%、父親で4.8%であった。

【グラフ 2-15】 ■母親及び父親の育児休業の取得状況



【グラフ 2-16】 ■育児休業取得後の状況



※グラフの「n」は集計対象者

(4) ひとり親家庭・共働き家庭の状況

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』算出等の手引き」（以下「国の手引き」という。）では、父母の有無や現在の就労状況などを類型化した「家庭類型」を求め、潜在的な家庭類型ごとに、就学前の教育・保育や子ども・子育て支援事業のニーズ量を求めることが示されている。

ニーズ調査によるひとり親家庭の状況としては、表2-6のとおりである。

潜在的な家庭類型は、現在パートタイムの方の「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、現在就労していない方の「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が実現した場合を踏まえた分類となり、結果は表2-7のとおりである。

現在の家庭類型では、「ひとり親家庭」が11.0%、「共働き家庭（タイプB～F）」が77.1%、専業主婦（夫）家庭が11.1%、夫婦ともに無職が0.8%となっている。

潜在的な家庭類型では、「共働き家庭（タイプB～F）」が79.2%、専業主婦（夫）家庭が9.0%と推計され、ニーズ調査時点で専業主婦（夫）家庭のうち、2%程度は共働き家庭となることが予想される。

また、1歳児及び2歳児がいる家庭における家庭類型は表2-8、表2-9のとおりであり、現在の家庭類型と潜在的な家庭類型に差は生じていない結果であった。

【表 2-6】 ■配偶者の有無の状況

	回答数	割合
配偶者がいる	511	90.0
配偶者はいない	55	9.7
無回答	2	0.3
合計	568	100.0

【表 2-7】 ■家庭類型の状況

	家庭類型	現在の家庭類型		潜在的な家庭類型		
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	
ひとり親家庭	タイプA	55	11.0	55	11.0	
両親が いる家庭	フルタイム×フルタイム	タイプB	227	45.3	239	47.7
	フルタイム×パートタイム	タイプC	43	8.6	41	8.2
	フルタイム×パートタイム	タイプD	114	22.8	115	22.9
	パートタイム×パートタイム	タイプE	1	0.2	1	0.2
	パートタイム×パートタイム	タイプF	1	0.2	1	0.2
	専業主婦（夫）家庭	タイプG	56	11.1	45	9.0
	無職×無職	タイプH	4	0.8	4	0.8
合計		501	100.0	501	100.0	

※合計は、就労状況・就労時間に関して無回答であったものを除く

【表 2-8】 ■ 1 歳児がいる家庭の就労状況

		家庭類型	現在の家庭類型		潜在的な家庭類型	
			人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
ひとり親家庭		タイプA	0	0.0	0	0.0
両親が いる家庭	フルタイム×フルタイム	タイプB	9	60.0	9	60.0
	フルタイム×パートタイム	タイプC	3	20.0	3	20.0
	フルタイム×パートタイム	タイプD	3	20.0	3	20.0
	パートタイム×パートタイム	タイプE	0	0.0	0	0.0
	パートタイム×パートタイム	タイプF	0	0.0	0	0.0
	専業主婦(夫)家庭	タイプG	0	0.0	0	0.0
	無職×無職	タイプH	0	0.0	0	0.0
合計			15	100.0	15	100.0

※合計は、就労状況・就労時間に関して無回答であったものを除く

【表 2-9】 ■ 2 歳児がいる家庭の就労状況

		家庭類型	現在の家庭類型		潜在的な家庭類型	
			人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
ひとり親家庭		タイプA	3	11.1	3	11.1
両親が いる家庭	フルタイム×フルタイム	タイプB	15	55.6	15	55.6
	フルタイム×パートタイム	タイプC	3	11.1	3	11.1
	フルタイム×パートタイム	タイプD	6	22.2	6	22.2
	パートタイム×パートタイム	タイプE	0	0.0	0	0.0
	パートタイム×パートタイム	タイプF	0	0.0	0	0.0
	専業主婦(夫)家庭	タイプG	0	0.0	0	0.0
	無職×無職	タイプH	0	0.0	0	0.0
合計			27	100.0	27	100.0

※合計は、就労状況・就労時間に関して無回答であったものを除く

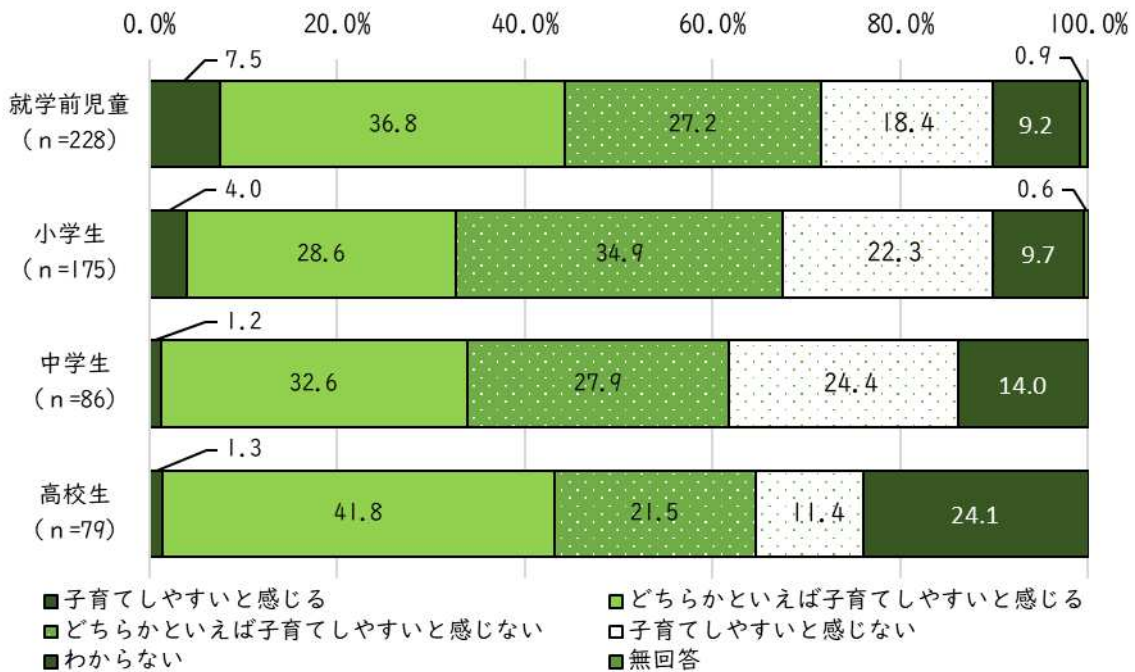
(5) 子育てのしやすさや満足度

①子育てがしやすいまちと感じる割合

環境や支援への満足度については、「子育てしやすいと感じる」「どちらかといえば子育てしやすいと感じる」と回答した割合は、就学前児童保護者では44.3%、高校生保護者では43.1%となっている。しかし、小学生保護者では32.6%、中学生保護者では33.8%となっており、保護者の満足度は就学前児童保護者及び高校生保護者と比較して低くなっている。

一方、「どちらかという子育てしやすいと感じない」「子育てしやすいと感じない」という回答は、就学前児童保護者では45.6%、小学生保護者では57.2%、中学生保護者では52.3%、高校生保護者では32.9%と、高校生保護者を除くいずれの年代の保護者も子育てしやすいと感じる割合を上回っている結果となっている。

【グラフ 2-17】 ■就学前及び学齢別の割合



【表 2-10】

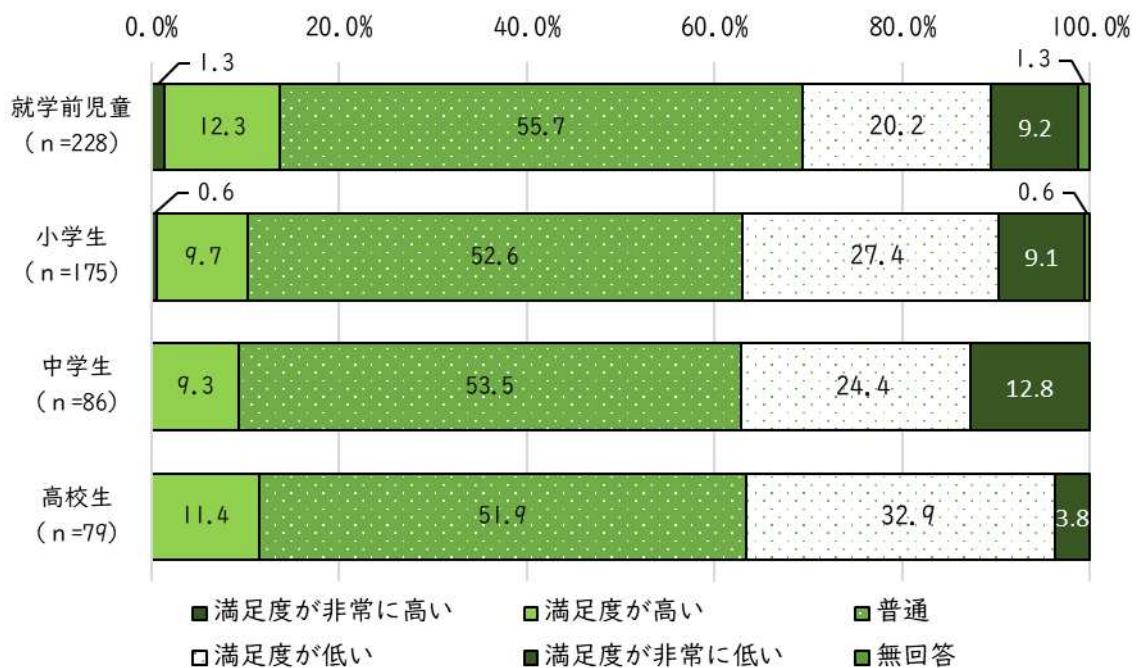
「子育てしやすいと感じる」理由	「子育てしにくいと感じる」理由
<input type="checkbox"/> 治安がよい <input type="checkbox"/> 自然が多い <input type="checkbox"/> 子育て支援センターが助かる <input type="checkbox"/> 頼れる人が近くにいる（親族、友人など） <input type="checkbox"/> 必要な施設（病院、スーパーなど）が集約されている <input type="checkbox"/> 特に不満がない	<input type="checkbox"/> 医療費が高い <input type="checkbox"/> 子どもや妊婦が受診できる医療機関が充実していない <input type="checkbox"/> 他の市町村と比べると子育て支援が少ないと感じる <input type="checkbox"/> 子どもの遊べる施設が少ない <input type="checkbox"/> 交通が不便

②子育て環境や支援の満足度

環境や支援への満足度については、「満足度が非常に高い」「満足度が高い」と回答した割合は、就学前児童保護者では13.6%となっている。しかし、小学生保護者では10.3%、中学生保護者では9.3%、高校生保護者では11.4%と、いずれも1割前後となっており、保護者の満足度は就学前児童保護者と比較して低くなっている。

一方、「満足度が低い」「満足度が非常に低い」という回答は、就学前児童保護者では29.4%、小学生保護者では36.5%、中学生保護者では37.2%・高校生保護者では36.7%と、すべての年代における保護者のうち3割前後が不満を感じている結果となっている。

【グラフ 2-18】 ■就学前及び学齢別の割合

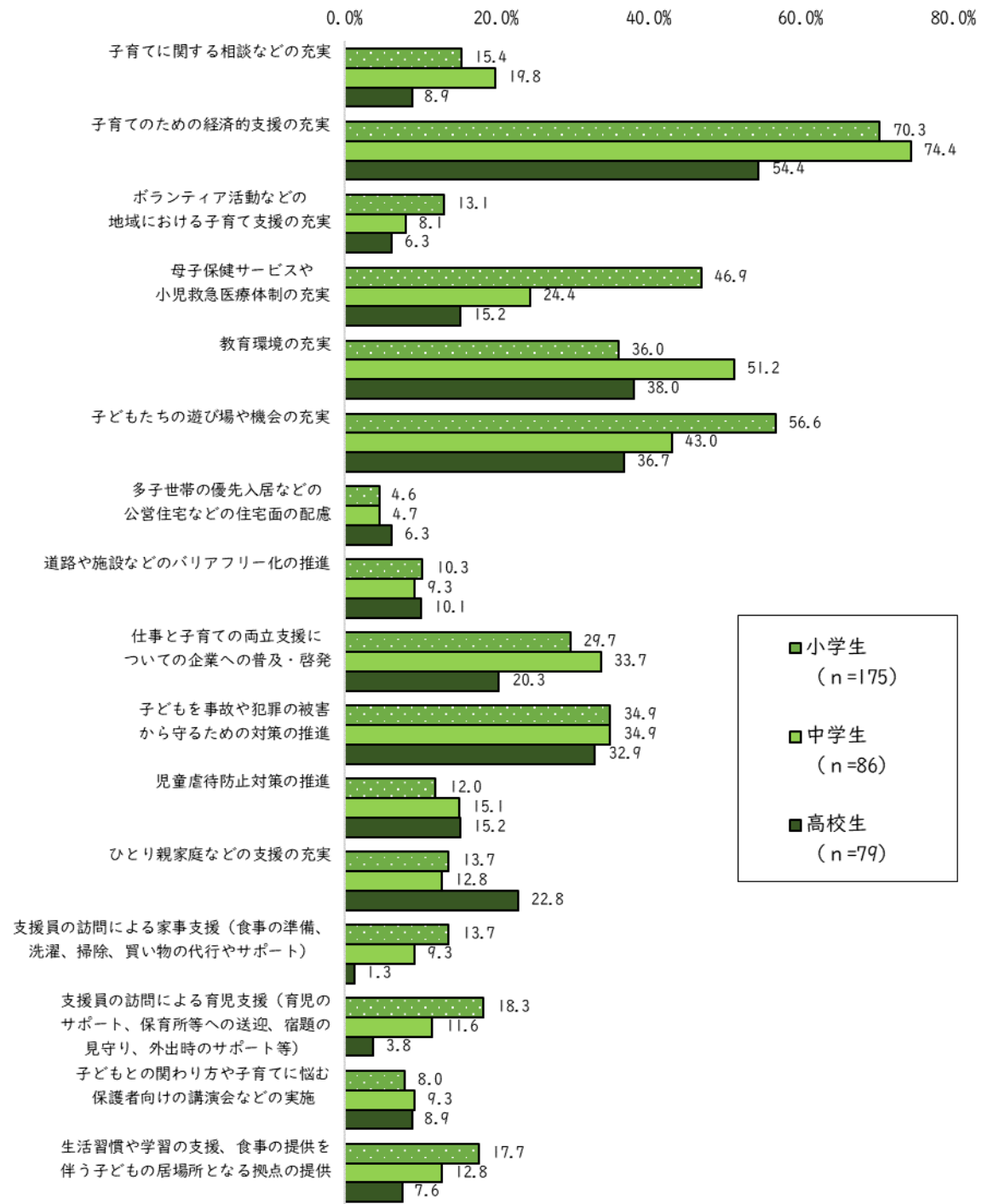


(6) 子育てのために充実してほしいと考える市の施策

子育てのために充実して欲しい施策としては、小学生保護者では、「子育てのための経済的支援の充実」が70.3%、「子どもたちの遊び場や機会の充実」が56.6%と高い割合となっている。

また、中学生保護者、高校生保護者でも「子育てのための経済的支援の充実」が最も高く、中学生保護者で74.4%、高校生保護者で54.4%となっている。

【グラフ 2-19】 ■学齢別の割合



※グラフの「n」は集計対象者

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、地域の将来を支える宝であり、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりや、子どもの安心・安全な居場所を確保することが重要である。そのためには、子どもやその保護者の状況に応じた切れ目のない支援が必要であり、第2期計画の取り組みとの継続性を踏まえながら、充実を図っていく必要がある。

このため、本計画では、第7次伊達市総合計画における子どもの教育と保育において目指すべき姿として掲げた「子どもの健やかな成長を支援し『子育てするなら伊達市』の定着」を基本理念として設定する。

基本理念に基づき、本市の子育てに関する環境をより良いものにし、子どもを安心して産み育てることができるまちを目指すものである。

2 基本方針

すべての子どもたちが健やかに育ち、保護者が子を育てる喜びを感じながら生活ができるまちとして、基本理念である「子どもの健やかな成長を支援し『子育てするなら伊達市』の定着」を実現するため、次の3つの基本方針を定める。

<基本方針1> 子どもの健やかな発育、成長を支える教育・保育の提供

子どもたちが健やかに育つために、子育て世帯の状況に応じた幼児、学童期などの特性を踏まえた教育・保育サービスの提供に努める。

<基本方針2> 安心して子育てができる環境づくり

保護者が妊娠・出産から育児に関する知識を身につけながら、子どもを育てる喜びを実感し、安心して生活ができる伊達市を実現するため、子育て環境の整備に努める。

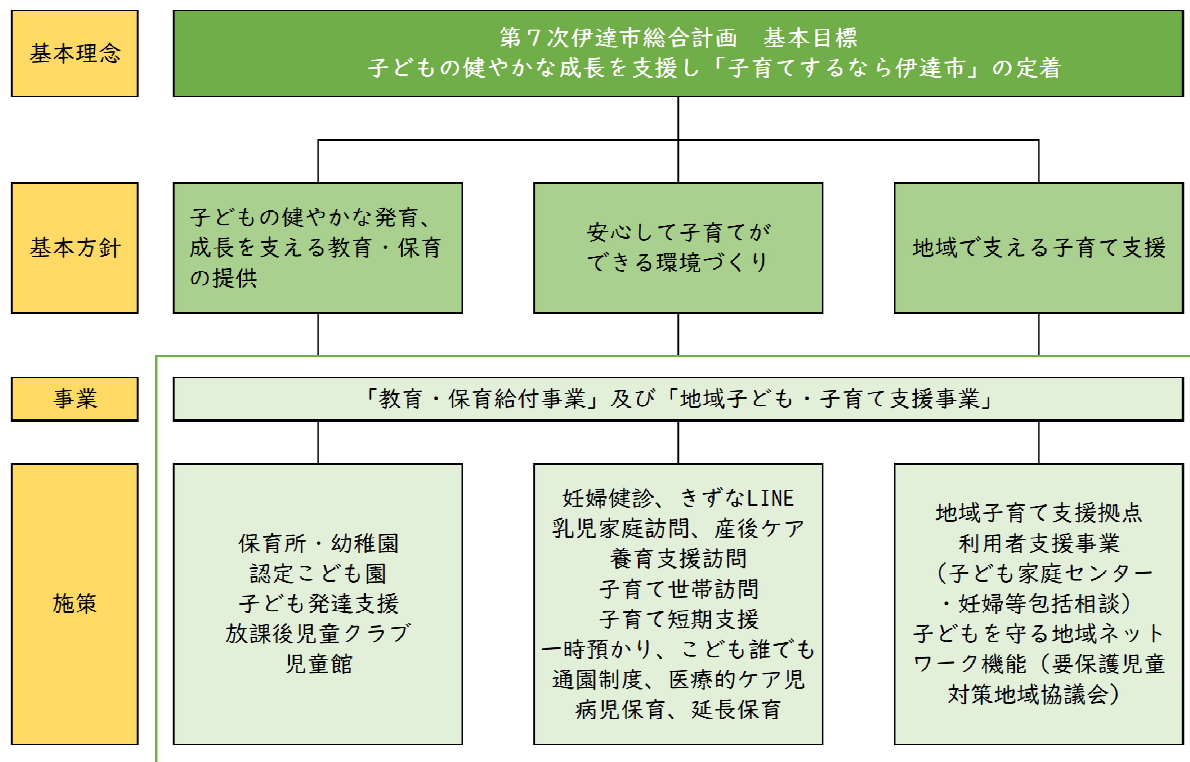
<基本方針3> 地域で支える子育て支援

成長段階に応じて地域の様々な人と触れ合うことができる多世代・異年齢交流を推進するとともに子育て世帯の悩みや困りごとへの相談体制の充実に努め、伊達市全体で子どもたちと保護者を支えるまちづくりを進める。

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針をもとに「教育・保育給付事業」、「地域子ども・子育て支援事業」に関する施策を展開する。

【表 3-1】 ■施策の体系



第4章 計画の前提条件

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある」と示されている。

本市においては、第1期計画策定時に、旧伊達市区域と大滝区を合わせた行政区1圏域を教育・保育提供区域として設定しており、第2期計画策定時には、第1期計画の設定を継承したところである。

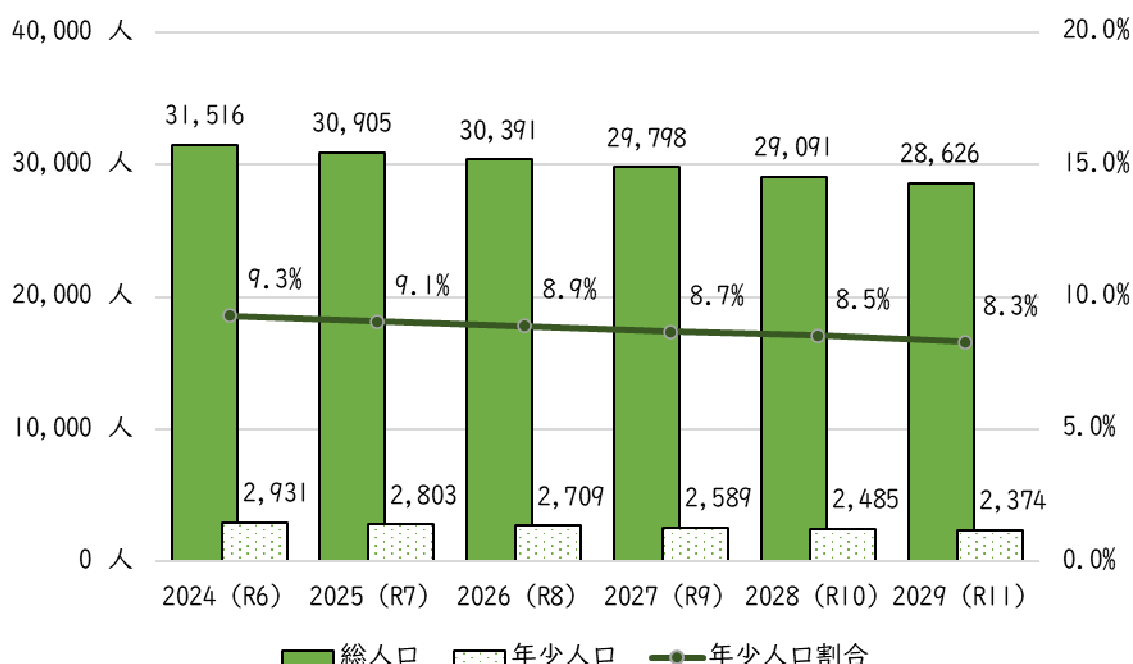
第2期計画策定時から現時点までに、旧伊達市区域と大滝区との地理的条件やその他社会的要因に大きな変化はなく、本計画期間中に新たな施設整備も見込まれないことから、需要に対する供給を柔軟に対応するため、本計画でも第2期計画と同様に、教育・保育提供区域を行政区1圏域として設定する。

2 計画期間の人口推計

(1) コーホート変化率法による人口推計

本市の将来人口をコーホート変化率法で推計すると、2024年（令和6年）に31,516人だった総人口は、2029年（令和11年）には28,626人と9.2%減少することが見込まれる。また、2024年（令和6年）に2,931人だった年少人口は、2029年（令和11年）には2,374人と19.0%減少し、少子化の急速な進行が見込まれる。

【グラフ4-1】 ■本市の総人口及び年少人口の推計



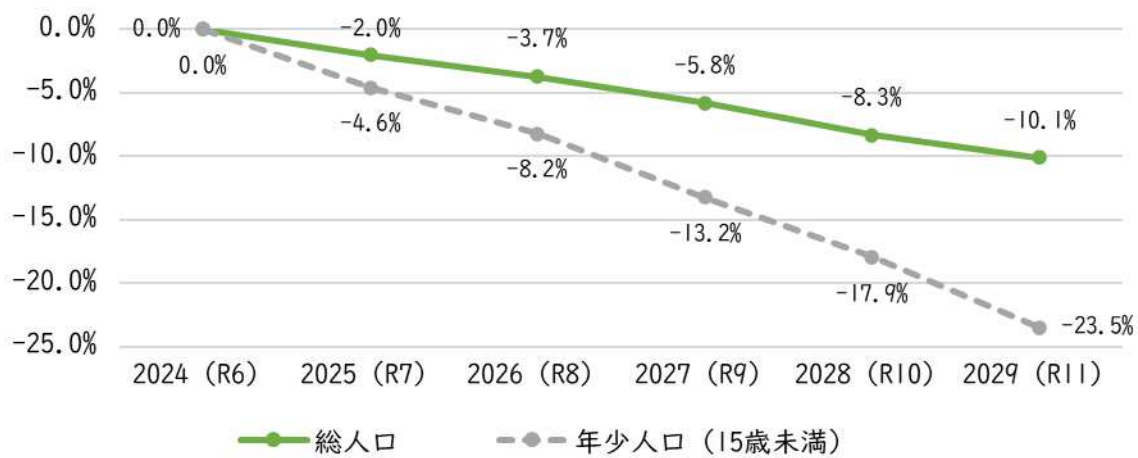
【表 4-1】 ■総人口に占める年少人口割合の推計

(人、%)

区分	実績	推計				
	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
総人口	31,516	30,905	30,391	29,798	29,091	28,626
年少(15歳未満)人口	2,931	2,803	2,709	2,589	2,485	2,374
割合	9.3	9.1	8.9	8.7	8.5	8.3

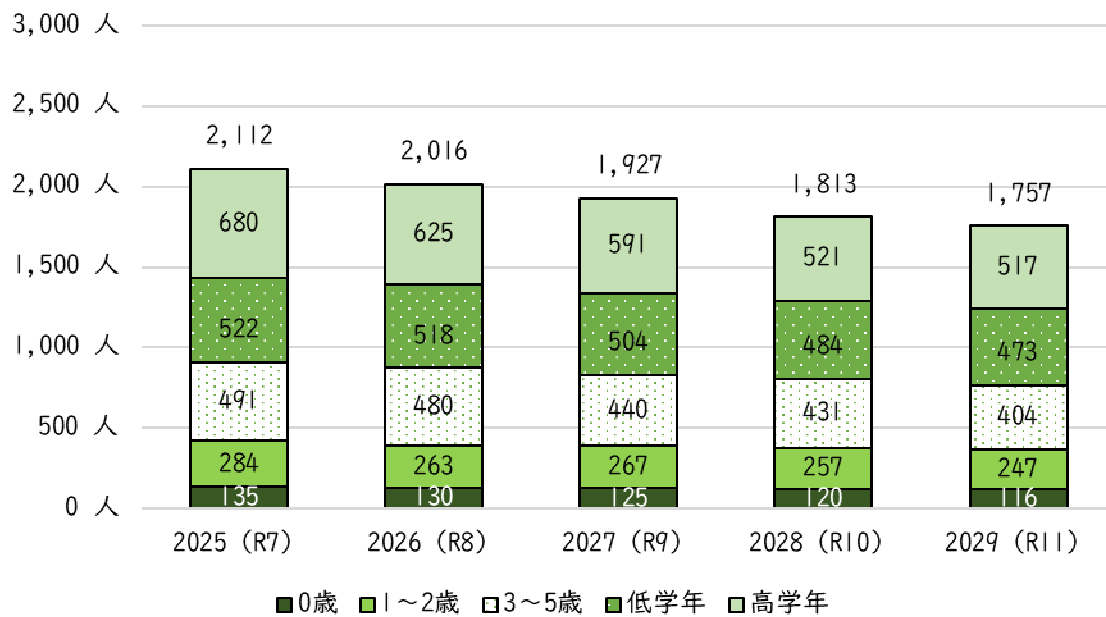
資料：2024年(令和6年)実績は住民基本台帳人口(各年4月1日)、2025年(令和7年)～2029年(令和11年)の推計値は2020年(令和2年)～2024年(令和6年)の住民基本台帳人口(各年4月1日)に基づき算出

【グラフ 4-2】 ■2024年(令和6年)からの人口減少比



(2) 小学生以下人口の見通し

【グラフ 4-3】 ■小学生以下人口の推計



【表 4-2】 ■小学生以下人口の推計

(人)

年齢	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年
0 歳	135	130	125	120	116
1～2 歳	284	263	267	257	247
3～5 歳	491	480	440	431	404
就学前 計	910	873	832	808	767
低学年	522	518	504	484	473
高学年	680	625	591	521	517
小学生 計	1,202	1,143	1,095	1,005	990
計	2,112	2,016	1,927	1,813	1,757

3 量の見込みの算出について

(1) 量の見込みの算出に当たって

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定する。

第2期計画からの継続事業を含め、量の見込みを算出すべき事業は以下のとおりである。

①教育・保育給付事業

【表 4-3】 ■教育・保育給付事業一覧

	教育・保育給付事業	対象年齢
1	1号認定※1（認定こども園及び幼稚園）※専業主婦（夫）家庭、就労短時間家庭	3～5歳
2	2号認定※2のうち、幼稚園利用希望がある家庭（認定こども園及び幼稚園）	3～5歳
3	2号認定（認定こども園及び保育所）	3～5歳
4	3号認定※3（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	0歳
5	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	1歳
6	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	2歳

用語の解説

※1 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育を必要とする事由に該当しない）の就学前の児童

※2 2号認定：満3歳以上の保育を必要とする事由に該当する認定を受けた就学前の児童

※3 3号認定：満3歳未満の保育を必要とする事由に該当する認定を受けた就学前の児童

②地域子ども・子育て支援事業

【表 4-4】 ■地域子ども・子育て支援事業一覧

	地域子ども・子育て支援事業	対象年齢・学年	新規・継続
1	子ども発達支援事業専門支援事業	0～5歳	新規
2	子ども発達支援センター事業	0～5歳	新規
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生	（継続）
4	児童館運営事業	0～18歳	新規
5	妊婦健康診査	-	（継続）
6	だてっこ子育てきずなLINE	-	新規
7	乳児家庭全戸訪問事業	0歳	（継続）
8	産後ケア事業	-	新規
9	養育支援訪問事業	0～18歳	（継続）
10	子育て世帯訪問事業	-	新規
11	子育て短期支援事業	0～5歳	（継続）
12	一時預かり事業	0～5歳	（継続）
13	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0～2歳	新規
14	医療的ケア児保育事業	0～5歳	新規
15	病児保育事業	0歳～6年生	（継続）
16	延長保育事業	0～5歳	（継続）
17	親子関係形成支援事業	-	新規
18	地域子育て支援拠点事業	0～5歳	新規
19	利用者支援事業 （こども家庭センター・妊婦等包括相談）	-	新規
20	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	0～5歳、 1～6年生	（継続）

※5「妊婦健康診査」、6「だてっこ子育てきずなLINE」、7「乳児家庭全戸訪問事業」、8「産後ケア事業」、9「養育支援訪問事業」、19「利用者支援事業（こども家庭センター・妊婦等包括相談）」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出。

（2）量の見込みの算出方法

量の見込みの算出に当たっては、原則として国の手続きに基づき、ニーズ調査から得た数値から算出した。

ただし、国の手引きは、標準的な算出方法を示すものであり、より効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではないとされているため、算出した数値と過去の実績値の間に大きな乖離が認められた場合には、利用実態等を考慮した補正值をもって量の見込みとした。

第5章 施策の展開

基本方針1 子どもの健やかな発育、成長を支える教育・保育の提供

(1) 幼児期の教育・保育の現状

市内には、幼稚園が1施設、認可保育所が8施設、認定こども園が1施設、企業主導型保育所が1施設ある。

【表 5-1】 ■幼稚園・保育所・認定こども園一覧

(2024年(令和6年)4月時点)

区分	施設名称	定員(人)
幼稚園	伊達幼稚園	90
認可保育所	ひまわり保育所	120
	くるみ保育所	90
	大滝保育所	30
	伊達保育所	60
	うす保育所	20
	ふたば保育所	90
	虹の橋保育園	60
	つつじ保育所	90
	小計	560
認定こども園	京王幼稚園	215
	1号	185
	2号	30
企業主導型保育所	あんあん保育園ソラニワルーム	12
	企業枠	6
	地域枠	6

【表 5-2】 ■教育・保育施設における入所率（市全体）

（各年 4 月 1 日時点）

		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
		人口	入所者 (率)	人口	入所者 (率)	人口	入所者 (率)	人口	入所者 (率)	人口	入所者 (率)
年 齢	0 歳	174	25 (14.4%)	159	21 (13.2%)	139	24 (17.3%)	160	27 (16.9%)	126	29 (23.0%)
	1 歳	167	82 (49.1%)	173	88 (50.9%)	161	82 (50.9%)	142	87 (61.3%)	157	87 (55.4%)
	2 歳	180	100 (55.6%)	172	101 (58.7%)	165	102 (61.8%)	165	100 (60.6%)	145	103 (71.0%)
	3 歳	178	165 (92.7%)	179	168 (93.9%)	170	158 (92.9%)	175	167 (95.4%)	170	166 (97.6%)
	4 歳	233	225 (96.6%)	184	174 (94.6%)	180	174 (96.7%)	169	158 (93.5%)	173	165 (95.4%)
	5 歳	209	197 (94.3%)	238	226 (95.0%)	175	168 (96.0%)	184	179 (97.3%)	168	154 (91.7%)
	計	1,141	794 (69.6%)	1,105	778 (70.4%)	990	708 (71.5%)	995	718 (72.2%)	939	704 (75.0%)

※入所率については、入所者数÷各年 4 月 1 日時点の各年齢の住民基本台帳人口で算出

①幼稚園

市内の幼稚園は 1 施設で定員は 90 人となっている。

【表 5-3】 ■幼稚園の入園率

（各年 4 月 1 日時点）

区分		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
		人数	入園率	人数	入園率	人数	入園率	人数	入園率	人数	入園率
年 齢	3 歳	15	8.4%	20	11.2%	16	9.4%	25	14.3%	18	10.6%
	4 歳	34	14.6%	14	7.6%	22	12.2%	18	10.7%	22	12.7%
	5 歳	26	12.4%	34	14.3%	14	8.0%	23	12.5%	16	9.5%
	計	75	12.1%	68	11.3%	52	9.9%	66	12.5%	56	11.0%

※入園率については、入園者数÷各年 4 月 1 日時点の各年齢の住民基本台帳人口で算出

※2017 年度（平成 29 年度）までは、私立幼稚園が 2 園あり、うち 1 園は 2018 年度（平成 30 年度）から認定こども園に移行

②認可保育所

市内には、市立3施設、私立5施設、あわせて8施設の認可保育所があり、合計の定員は560人である。

すべての各保育所で障がい児保育を実施しているほか、延長保育は4施設、休日保育は1施設で実施している（表5-4）。

2024年（令和6年）4月1日時点で、国基準の待機児童が0人、潜在的な待機児童が21人となっている。国基準の待機児童は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）まで、当初は0人となっているが、年度途中の入所希望に伴う待機児童の解消に至っていない（表5-5）。

また、入所児童数については、年度当初時点では、0歳児は約20人～30人、1～2歳児は約170人～190人、3～5歳児は約300人～360人で推移している（表5-6）。

【表5-4】 ■認可保育所の状況

（2024年（令和6年）4月時点）

保育所名	設置	定員（人）	入所年齢	障がい児保育	延長保育	休日保育
ひまわり保育所	市	120	生後5か月を超えた翌月～5歳	○		
くるみ保育所	市	90	1歳6か月～5歳	○		
大滝保育所	市	30	生後5か月を超えた翌月～5歳	○		
伊達保育所	私	60	1歳～5歳	○	○	
うす保育所	私	20	1歳～5歳	○		
ふたば保育所	私	90	生後5か月を超えた翌月～5歳	○	○	
虹の橋保育園	私	60	生後57日～5歳	○	○	○
つつじ保育所	私	90	生後5か月を超えた翌月～5歳	○	○	

【表5-5】 ■待機児童の状況

（人）

	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	4月1日	3月31日	4月1日	3月31日	4月1日	3月31日	4月1日	3月31日	4月1日	3月31日
国基準※1	0	4	0	8	0	17	0	20	0	-
潜在※2	9	20	9	30	9	23	6	24	21	-

用語の解説

※1 国基準の待機児童：調査日時点において、入所申込があり入所要件に該当しているが未入所の児童

※2 潜在的な待機児童：他に入所可能な保育所があるが、特定の保育所を希望するなど未入所の児童

【表 5-6】 ■認可保育所の入所率

(各年 4 月 1 日時点)

		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
		人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率
年 齢	0 歳	24	13.8%	20	12.6%	24	17.3%	24	15.0%	27	21.4%
	1 歳	78	46.7%	83	48.0%	81	50.3%	86	60.6%	84	53.5%
	2 歳	97	53.9%	100	58.1%	101	61.2%	97	58.8%	101	69.7%
	3 歳	105	59.0%	95	53.1%	101	59.4%	109	62.3%	109	64.1%
	4 歳	140	60.1%	108	58.7%	99	55.0%	99	58.6%	109	63.0%
	5 歳	118	56.5%	140	58.8%	105	60.0%	103	56.0%	97	57.7%
	計	562	49.3%	546	49.4%	511	51.6%	518	52.1%	527	56.1%

※入所率については、入所者数÷各年 4 月 1 日時点の各年齢の住民基本台帳人口で算出
 ※認定こども園京王幼稚園の 2 号認定は除く

③認定こども園

市内の認定こども園は、幼稚園型認定こども園が 1 施設あり、定員は 215 人である。

また、当該施設は 2018 年度（平成 30 年度）から 1 号認定を対象とした預かり保育を開始している。

【表 5-7】 ■認定こども園の入園率

(人、%)

区分		1 号認定					2 号認定				
		定員	年齢				定員	年齢			
			3 歳	4 歳	5 歳	計		3 歳	4 歳	5 歳	計
2020 年度	人数	185	38	39	42	119	30	6	11	10	27
	入園率	-	21.3	16.7	20.1	19.2	-	3.4	4.7	4.8	4.4
2021 年度	人数	185	45	40	37	122	30	7	11	14	32
	入園率	-	25.1	21.7	15.5	20.3	-	3.9	6.0	5.9	5.3
2022 年度	人数	185	32	43	33	108	30	9	10	16	35
	入園率	-	18.8	23.9	18.9	20.6	-	5.3	5.6	9.1	6.7
2023 年度	人数	185	23	30	38	91	30	9	11	15	35
	入園率	-	13.1	17.8	20.7	17.2	-	5.1	6.5	8.2	6.2
2024 年度	人数	185	30	20	28	78	30	8	13	13	34
	入園率	-	17.6	11.6	16.7	15.3	-	4.7	7.5	7.7	6.7

※各年 4 月 1 日 市内の利用者のみ
 ※入園率は、入園者数÷各年 4 月 1 日時点の各年齢の住民基本台帳人口で算出

④企業主導型保育所

市内には、企業主導型保育所が1施設あり、定員は企業枠※1 6人、地域枠※2は6人である。

【表 5-8】 ■企業主導型保育所の利用状況

(人)

区分	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度		
	企業枠	地域枠	企業枠	地域枠	企業枠	地域枠	企業枠	地域枠	企業枠	地域枠	
定員	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
年齢	0歳	1	0	1	0	0	0	2	1	1	1
	1歳	1	0	1	0	1	0	0	1	3	0
	2歳	1	0	0	1	1	0	1	2	0	2
	3歳	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
	4歳	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	5歳	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	6	0	4	2	2	0	4	4	6	3

※各年4月1日 市内の利用者のみ

用語の解説

※1企業枠：企業の従業員の子どもを受け入れるための利用枠

※2地域枠：企業の従業員以外の子どもを受け入れるための利用枠

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込み

【現状と第2期計画の検証】

1号認定と2号認定の利用実績については、減少傾向が続いており、1号認定の利用人数は、2021年（令和3年）度から2023年（令和5年）度、2号認定の利用人数は、2023年（令和5年）度と2024年（令和6年）度で実績が量の見込みを上回る結果であったが、定員内の利用であったためサービス提供に不足は生じなかった。しかし、3号認定の利用人数は、第2期計画期間中は微増傾向であり、各年4月1日時点で国基準の待機児童は発生していないものの、年度の途中から3号認定の入所希望者が増加しており、年度末には待機児童が発生している状況となっている。

【表5-9】 ■量の見込み及び確保方策と実績の推移

(人)

		(A) 1号認定	2号認定		3号認定		再計		
			(B) 幼稚園希望	(C) 左記以外	(D) 0歳	(E) 1～2歳	幼稚園 (A)+(B)	保育所 (C)+(D)+(E)	
2020 年度	①量の見込み	145	103	363	41	187	248	591	
	②確保 方策	特定教育保育施設	320		372	57	186		
		企業主導型保育施設	-		-	6			
		地域枠 認可外保育施設	-		-	41			
	実績	139	82	363	24	175	221	562	
2021 年度	①量の見込み	141	100	353	41	192	241	586	
	②確保 方策	特定教育保育施設	320		372	57	186		
		企業主導型保育施設	-		-	6			
		地域枠 認可外保育施設	-		-	41			
	実績	148	74	343	20	183	222	546	
2022 年度	①量の見込み	126	90	316	41	184	216	541	
	②確保 方策	特定教育保育施設	320		372	57	186		
		企業主導型保育施設	-		-	6			
		地域枠 認可外保育施設	-		-	6			
	実績	138	57	305	24	182	195	511	
2023 年度	①量の見込み	123	87	306	40	184	210	530	
	②確保 方策	特定教育保育施設	275		346	59	185		
		企業主導型保育施設	-		-	6			
		地域枠 認可外保育施設	-		-	6			
	実績	131	61	311	24	183	192	518	
2024 年度	①量の見込み	119	84	297	38	183	203	518	
	②確保 方策	特定教育保育施設	275		346	59	185		
		企業主導型保育施設	-		-	6			
		地域枠 認可外保育施設	-		-	6			
	実績	102	66	315	27	185	168	527	

※各年4月1日時点

【今後の方向性】

ニーズ調査により得られた幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者数の量の見込みは、表5-10のとおりである。

表5-11に示したこれまでの実績との間に大きな乖離があることから、現在の利用実態を考慮し、補正した量の見込みを表5-12のとおりとした。

【表5-10】 ■ニーズ調査による量の見込み

(人)

区分		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①	1号認定子ども（3歳以上保育の必要性なし）	63	62	56	55	52
②	2号認定子ども（3～5歳、幼稚園の利用希望者）	38	37	34	33	31
③	2号認定子ども（3～5歳、保育所等利用希望者）	364	356	327	320	300
④	3号認定子ども（0歳）	106	102	98	94	91
⑤	3号認定子ども（1歳）	100	107	103	99	95
⑥	3号認定子ども（2歳）	140	113	121	117	112
合計		811	777	739	718	681

※各年4月1日時点

【表5-11】 ■第2期計画期の利用実績

(人)

区分		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①	1号認定子ども（3歳以上保育の必要性なし）	139	148	138	131	102
②	2号認定子ども（3～5歳、幼稚園の利用希望者）	82	74	57	61	66
③	2号認定子ども（3～5歳、保育所等利用希望者）	363	343	305	311	315
④	3号認定子ども（0歳）	24	20	24	24	27
⑤	3号認定子ども（1歳）	78	83	81	86	84
⑥	3号認定子ども（2歳）	97	100	101	97	101
合計		783	768	706	710	695

※各年4月1日時点

【表5-12】 ■補正した量の見込み

(人)

区分		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
①	1号認定子ども（3歳以上保育の必要性なし）	100	98	96	94	92
②	2号認定子ども（3～5歳、幼稚園の利用希望者）	64	63	62	60	59
③	2号認定子ども（3～5歳、保育所等利用希望者）	309	303	297	290	286
④	3号認定子ども（0歳）	54	53	52	51	50
⑤	3号認定子ども（1歳）	95	93	91	89	88
⑥	3号認定子ども（2歳）	100	98	96	94	92
合計		722	708	694	678	667

※各年4月1日時点

(3) 提供体制（施設型給付）

算出した量の見込みからは、現在の定員規模で充足することが見込まれる。

しかしながら、例年、0歳児の年度途中での入所希望等によって年度末に向けて待機児童が生じる傾向があり、この傾向は今後も続くことが予想されるため、保育士の確保に努めることが重要である。

【表 5-13】 ■量の見込み及び確保方策の推計

(人)

		(A) 1号認定	2号認定		3号認定			再計	
			(B) 幼稚園希望	(C) 左記以外	(D) 0歳	(E) 1歳	(F) 2歳	幼稚園 (A)+(B)	保育所 (C)+(D) +(E)+(F)
2025 年度	①量の見込み	100	64	309	54	95	100	164	558
	②確保 方策	特定教育保育施設	275		346	59	85	100	
		企業主導型保育施設 地域枠	-		-	6			
		認可外保育施設	-		-	6			
	差引②-①	111		37	7				
2026 年度	①量の見込み	98	63	303	53	93	98	161	547
	②確保 方策	特定教育保育施設	275		346	59	85	100	
		企業主導型保育施設 地域枠	-		-	6			
		認可外保育施設	-		-	6			
	差引②-①	114		43	12				
2027 年度	①量の見込み	96	62	297	52	91	96	158	536
	②確保 方策	特定教育保育施設	275		346	59	85	100	
		企業主導型保育施設 地域枠	-		-	6			
		認可外保育施設	-		-	6			
	差引②-①	117		49	17				
2028 年度	①量の見込み	94	60	290	51	89	94	154	524
	②確保 方策	特定教育保育施設	275		346	59	85	100	
		企業主導型保育施設 地域枠	-		-	6			
		認可外保育施設	-		-	6			
	差引②-①	121		56	22				
2029 年度	①量の見込み	92	59	286	50	88	92	151	516
	②確保 方策	特定教育保育施設	275		346	59	85	100	
		企業主導型保育施設 地域枠	-		-	6			
		認可外保育施設	-		-	6			
	差引②-①	124		60	26				

(4) 提供体制（地域型保育給付）

①小規模保育事業

小規模な施設で少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施する。

現在、市内での事業はないが、今後、需要の状況に応じ事業者からの申請があった場合、設置について検討する。

②家庭的保育事業

保育者の居宅などで家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を実施する。

現在、市内での事業はないが、今後、需要の状況に応じ事業者からの申請があった場合、設置について検討する。

③事業所内保育事業

事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを対象に保育を実施する。

現在、市内での事業はないが、今後、需要の状況に応じ事業者からの申請があった場合、設置について検討する。

④居宅訪問型保育事業

子どもの居宅で、障がい、疾病などで個別のケアが必要な場合等に1対1で保育を実施する。

現在、市内での事業はないが、今後、需要の状況に応じ事業者からの申請があった場合、設置について検討する。

(5) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

①基本的な考え方

子どもたちの健やかな育ちとその過程を支えることは、地域の担い手を育成することであり、地域一丸となって取り組むべき重要な課題である。

特に、幼児期の学びや経験は人格形成の基礎を培う上で非常に重要であり、子どもたちの発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が必要となる。

幼児期から小学校入学までの子どもたちに対しては、小1プロブレム^{※1}を可能な限り未然に防止することが重要である。

用語の解説

※1小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する現象

②推進方策

本市では、「第2次伊達市教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」という。）において、幼・保・小連携の推進方策としてアプローチカリキュラム^{※1}の実施等を掲げている。

保育所等における日常の取り組みはもとより、本計画においては、教育振興基本計画との親和性を意識し、保育所、幼稚園、認定こども園と学校との連携強化を進める。

また、民間事業者から新たな施設設置等の申請があった場合には、その必要性及び定員等について慎重に検討するとともに、適切な支援について検討する。

（6）発達・障がい児支援事業の量の見込みと提供体制

①子ども発達支援事業専門支援事業

【事業内容】

西胆振地域発達支援推進協議会を構成する西胆振4市町の保育所、幼稚園等を通じて、発達の遅れや障がいのある児童及び家族や関係職員へ専門的な相談・支援を行う。

【現状】

社会福祉法人に業務委託し、専門的支援が可能な職員（作業療法士、言語聴覚士等）による保育所等への訪問支援や指導を実施している。

【表 5-14】 ■第2期計画期の事業実績

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
実績	延べ回数	8	9	9	9	-

【今後の方向性】

委託先や関係機関と連携し、現状の提供体制を継続する。

【表 5-15】 ■量の見込みと確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	延べ回数	10	10	10	10	10
確保の内容	延べ回数	10	10	10	10	10

②子ども発達支援センター運営事業

【事業内容】

心身の発達に遅れや心配のある児童等及びその家族への必要な相談や指導を行うことで、障がい児福祉の向上を図る。

用語の解説

※1 アプローチカリキュラム：就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習に適應できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習に生かされ、つながるように工夫された5歳児のカリキュラム

【現状】

社会福祉法人に業務委託し、支援が必要な児童の個別の発達プランの作成や必要に応じた家族への相談支援、保育所等への訪問・連携支援を実施している。

【表 5-16】 ■第 2 期計画期の事業実績

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
実績	延べ回数	20	21	22	22	-

【今後の方向性】

委託先や関係機関と連携し、現状の提供体制を継続する。

【表 5-17】 ■量の見込みと確保方策

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
量の見込み	延べ回数	22	22	22	22	22
確保の内容	延べ回数	22	22	22	22	22

(7) 就学期の教育・保育の量の見込みと提供体制

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

放課後児童クラブは、保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図る。

【現状と第 2 期計画の検証】

長和小学校の閉校に伴い、ながわ児童クラブを廃止し、5 施設 10 の放課後児童クラブ（定員 365 人、利用可能児童数 479 人）を運営している。登録児童数は 300 人台でほぼ横ばいであり、量の見込みに対する利用実績は下回っているものの、在学児童数に対する利用率は微増している。

【表 5-18】 ■放課後児童クラブ一覧

対象小学校	児童クラブ名	定員 (人)	利用可能児童数 (人)	休日保育
伊達小学校	うめのご児童クラブ	40	56	
	さくら児童クラブ	40	51	○
	あやめ児童クラブ	40	58	○
東小学校	第 1 やまびこ児童クラブ	35	49	
	第 2 やまびこ児童クラブ	35	49	
	第 3 やまびこ児童クラブ	40	58	
伊達西小学校 関内小学校	ほしのご児童クラブ	40	44	
	かぜのご児童クラブ	40	47	
	きたのご児童クラブ	40	47	
大滝徳舜賢学校前期課程	おおたき児童クラブ	15	20	

【表 5-19】 ■放課後児童クラブの入所率

(人、%)

		2020 年度		2021 年度		2022 年度		2023 年度		2024 年度	
		人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率	人数	入所率
学 年	1 年生	106	48.8	106	50.7	117	50.4	94	55.3	102	57.3
	2 年生	82	37.4	99	44.4	93	45.1	109	47.2	82	48.2
	3 年生	55	23.3	67	30.6	71	31.8	59	28.9	80	35.4
	4 年生	47	20.9	37	15.2	32	14.5	48	22.0	26	12.6
	5 年生	14	5.5	26	11.4	7	2.9	7	3.2	18	8.2
	6 年生	11	3.9	7	2.7	4	1.8	10	4.1	3	1.3
	計	315	22.0	342	24.7	324	23.9	327	25.4	311	25.4

【表 5-20】 ■第 2 期計画期の事業実績

第 2 期計画の進捗状況		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
量の見込み 計		459	452	446	421	392
1 年生	人	124	122	122	113	105
2 年生	人	117	115	115	107	99
3 年生	人	93	92	92	86	79
4 年生	人	84	82	78	77	73
5 年生	人	31	31	29	29	27
6 年生	人	10	10	10	9	9
確保の内容 (定員)		人	415	415	400	385
実績			315	342	324	327
1 年生	人		106	106	117	94
2 年生	人		82	99	93	109
3 年生	人		55	67	71	59
4 年生	人		47	37	32	48
5 年生	人		14	26	7	7
6 年生	人		11	7	4	10

【今後の方向性】

放課後児童クラブは、現状においても、登録者数が定員数を上回っているが、事前申し込みによる入所形式で実施していることから、実際の事業実施にあっては定員の範囲内で継続することが可能であると見込まれる。

また、伊達小学校区の児童クラブは現在、学校敷地外の 2 箇所で開催しているが、登所に係る児童の安全性向上等を考慮し、学校敷地内に 1 箇所に再編した児童クラブを建設し、2025 年度（令和 7 年度）より供用を開始する。

なお、第 2 期計画期間において実施していた放課後子ども教室は、新型コロナウイルス感染症の影響から現在に至るまで、ボランティアスタッフの確保等の課題から再開の見通しがたかない状況となっているため、放課後子ども教室は休止し、今後は、既存事業の枠組みを活用しながら事業を行うよう検討する。

【表 5-21】 ■量の見込みと確保方策

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
量の見込み 計		360	353	340	328	313
1 年生	人	111	118	113	105	98
2 年生	人	99	91	96	92	86
3 年生	人	74	77	70	74	71
4 年生	人	47	35	36	33	35
5 年生	人	26	29	22	22	21
6 年生	人	3	3	3	2	2
確保の内容 (定員)		365	365	365	365	365

②児童館運営事業

【事業内容】

0歳から18歳までの児童を対象に安全・安心な遊びの場を提供することにより、その健康を増進するとともに、異年齢の子ども同士の関わりから情操を豊かにし、児童の健全な育成を図る。

【現状】

市内には、小学校区にあわせて市立1施設、私立2施設の合計3施設あり、児童厚生員による遊びの指導や季節の行事を実施している。

来館児童数は、2020年度以前は例年延べ10,000人以上の利用があったが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者は大幅に減少した。

【表 5-22】 ■児童館一覧

区分	施設名称	主な活動内容
市立	旭町児童館	開放事業、児童館まつり、畑づくり、クリスマス会など
社会福祉法人	なないろ児童館	開放事業、なないろまつり、お茶会、クリスマス会など
	山下町児童館	開放事業、畑づくり、映画会、ハロウィンイベントなど

【表 5-23】 ■第2期計画期の事業実績

(第2期計画の記載なし)		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
実績		3,086	5,332	8,134	8,002	-
旭町児童館	延べ人数	1,196	2,388	3,763	4,191	-
なないろ児童館	延べ人数	1,206	2,001	2,893	2,581	-
山下町児童館	延べ人数	684	943	1,478	1,230	-
確保の内容		3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

※貸館、団体活動を除く

【今後の方向性】

少子化の進行に伴って利用者数の減少は見込まれるが、幼児と一緒に利用する保護者や子どもが安全・安心に過ごす場所として活用できるよう事業を継続する。

【表 5-24】 ■量の見込みと確保方策

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	
量の見込み		6,024	5,919	5,802	5,668	5,576	
旭町児童館	延べ人数	2,830	2,781	2,726	2,663	2,620	
なないろ児童館	延べ人数	2,130	2,093	2,051	2,004	1,971	
山下町児童館	延べ人数	1,064	1,045	1,025	1,001	985	
確保の内容		延べ人数	6,024	5,919	5,802	5,668	5,576
		実施場所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(8) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する。

【現状と今後の方向性】

事業は実施していないが、2019年（令和元年）10月から開始している幼児教育・保育の無償化を踏まえ、必要性について検討する。

(9) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する。

【現状と今後の方向性】

事業は実施していないが、事業者から申請があった場合、必要に応じて検討する。

基本方針2 安心して子育てができる環境づくり

(1) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じた医学的検査を実施する。

【現状と第2期計画の検証】

経済的負担を軽減させるため、妊婦一般健康診査受診票（14枚）、超音波検査受診票（6枚）・産婦健康診査受診票（2枚）を交付している。少子化の進行や人口減少に伴い、交付回数は減少傾向となっている。

【表 5-25】 ■第2期計画期の事業実績

第2期計画の進捗状況		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	延べ回数	2,268	2,296	2,240	2,128	2,072
確保の内容	延べ回数	2,268	2,296	2,240	2,128	2,072
実績	延べ回数	1,901	1,782	1,883	1,425	-

【今後の方向性】

妊婦健康診査への助成について、現状の体制を継続する。

【表 5-26】 ■量の見込みと確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	延べ回数	2,128	1,890	1,820	1,750	1,680
確保の内容	延べ回数	2,128	1,890	1,820	1,750	1,680

(2) だてっこ子育てきずなLINE

【事業内容】

出産予定日や子どもの生年月日を登録することで、妊娠週数や子どもの月齢に応じた子育て、成長・発達に関する情報等を子どもが3歳を迎えるまでLINEのプッシュ通知により送信する。

【現状】

2023年度（令和5年度）から開始したばかりであるが、子どもが3歳を迎えると登録が解除されることから、少子化の影響により毎年度の登録者数は減少していくと予測される。

【表 5-27】 ■第2期計画期の事業実績

(第2期計画の記載なし)		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	延べ配信数	-	-	-	-	-
確保の内容	延べ配信数	-	-	-	-	-
実績	延べ配信数	-	-	-	3,093	-

【今後の方向性】

妊娠期から子育て期の保護者への情報提供と供給体制を継続するとともに制度の周知に努める。

【表 5-28】 ■量の見込みと確保方策

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
量の見込み	延べ配信数	3,035	3,003	2,998	2,978	2,959
確保の内容	延べ配信数	3,035	3,003	2,998	2,978	2,959

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を実施する。

【現状と第2期計画の検証】

保健師による訪問を実施している。

訪問世帯数は出生数の低下に伴い減少傾向であり、第2期計画策定時の量の見込みに対して実績が下回る状況となっている。

【表 5-29】 ■第2期計画期の事業実績

第2期計画の進捗状況		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
量の見込み	人	164	162	164	158	152
確保の内容	人	164	162	164	158	152
実績	人	159	144	138	134	-

【今後の方向性】

保護者が安心して子育てができるよう適切に支援し、事業を継続する。

【表 5-30】 ■量の見込みと確保方策

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
量の見込み	人	135	130	125	120	116
確保の内容	人	135	130	125	120	116

(4) 産後ケア事業

【事業内容】

家族などから十分な家事及び育児などの援助を受けられず、産後に心身の不調または育児不安などがある状況の1歳未満の子どもを持つ母親を対象に育児の悩み相談、昼食の提供や休息時間の確保等により育児疲れの解消を図る。

【現状】

これまで相談業務や休息場所の提供を民間事業者へ委託していたが、2024年度より市が産後ケアルームを設置し、相談業務のほか育児手技の練習や昼食の提供を実施している。

【今後の方向性】

保護者が安心して子育てができるよう適切に支援し、事業を継続する。

【表 5-31】 ■ 量の見込みと確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	人	45	50	50	50	50
確保の内容	実施場所	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

保護者の養育能力を向上させるため、養育の支援が特に必要な家庭を訪問し、指導・助言、相談、支援を実施する。

【現状と第2期計画の検証】

乳児家庭全戸訪問事業等により、支援が必要な家庭に対し、継続して支援を実施している。

【表 5-32】 ■ 第2期計画期の事業実績

第2期計画の進捗状況		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	人	32	31	29	28	28
実績	人	51	35	39	48	-

【今後の方向性】

現状の支援体制を継続し、また、要保護児童対策地域協議会の関係機関等との連携を強め、情報の収集及び共有を図ることにより、児童虐待の早期発見・未然防止に努める。

【表 5-33】 ■ 量の見込み

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	人	42	42	42	42	42
確保の内容	人	42	42	42	42	42

(6) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事や子育て等に対して不安や負担を抱える家庭に訪問支援員が訪問し、家事支援や育児・養育支援等を行う。

【現状と今後の方向性】

事業は実施していないが、既存の施設やサービスで充足しないと見込まれる場合、必要に応じて検討する。

(7) 子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の病気や出張等の社会的理由のほか、育児疲れ、育児不安等によって一時的に家庭における養育が困難になった児童について、必要な保護を実施する。

【現状と第2期計画の検証】

室蘭市内の児童養護施設に業務委託し、事業を実施しており、一時的に家庭内で養育が困難になった場合、原則7日間を限度として入所することができる体制を整備している。

第2期計画策定時までは、例年利用者実績がなく、当初の量の見込みを0人としていたが、利用実績に応じて2022年度の中間見直しで量の見込みを修正しており、今後も一定数の利用が見込まれる。

【表 5-34】 ■第2期計画期の事業実績

第2期計画の進捗状況		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	人	0	0	0	2	2
確保の内容	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績	人	0	1	0	1	-
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【今後の方向性】

保護者が安心して子育てができるよう緊急時の受け入れ先として、児童養護施設に委託し、事業を継続する。

【表 5-35】 ■量の見込みと確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	人	3	3	3	3	3
確保の内容	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(8) 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業内容】

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて児童の預かり保育を実施する。

【現状と第2期計画の検証】

私立幼稚園1施設、認定こども園1施設において、在籍児童を対象に早朝や教育時間終了後の預かり保育を実施している。

延べ人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により2021年度と2022年度に減少したが、2023年度は増加に転じていることから、今後も需要が増加する可能性がある。

【表 5-36】 ■第2期計画期の事業実績

第2期計画の進捗状況		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み		33,046	32,074	5,796	5,196	4,998
1号認定	延べ人数	7,694	7,468	2,286	1,803	1,722
2号認定	延べ人数	25,352	24,606	3,510	3,393	3,276
確保の内容	実施場所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績		5,772	4,249	3,264	5,075	-
1号認定	延べ人数	1,840	1,374	1,133	2,543	-
2号認定	延べ人数	3,932	2,875	2,131	2,532	-
開所日数	日	513	473	477	501	-
1日平均	人	12	9	7	11	-

【今後の方向性】

現状の提供体制を継続する。

【表 5-37】 ■量の見込みと確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み		4,200	4,116	4,032	3,948	3,864
1号認定	延べ人数	1,832	1,785	1,738	1,728	1,681
2号認定	延べ人数	2,368	2,331	2,294	2,220	2,183
確保の内容	実施場所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(9) 一時預かり事業（一般型）

【事業内容】

保護者の就労や疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担解消のため、一時的に保育所等において保育を実施する。

【現状と第2期計画の検証】

本市では、未就園児を対象に、市内保育所2施設において実施している。

2023年度から虹の橋保育園では1歳児以上、つつじ保育所では生後6か月からの0歳児の受入を行っているが、特に1歳児以上の需要が高まっているため、定員の拡大を検討し、受入体制の強化を図る。

【表 5-38】 ■ 第2期計画期の事業実績

第2期計画の進捗状況		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	延べ人数	1,276	1,296	1,261	1,251	1,236
確保の内容	延べ人数	1,276	1,296	1,261	1,251	1,236
実績	延べ人数	938	1,301	945	1,625	-

【今後の方向性】

保護者が安心して子育てができるよう適切に支援し、事業を継続する。

【表 5-39】 ■ 量の見込みと確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	延べ人数	1,776	1,713	1,679	1,640	1,613
確保の内容	延べ人数	1,776	1,713	1,679	1,640	1,613

(10) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容】

保育所等に通っていない満3歳未満の子どもが保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用できる制度。令和8年度から全ての自治体で実施することとされている。

【今後の方向性】

保護者が安心して子育てができるよう適切に支援し、事業を行っていく。

【表 5-40】 ■ 量の見込みと確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	人	9	9	9	9	9
確保の内容	人	9	9	9	9	9

(11) 医療的ケア児保育事業

【事業内容】

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

【現状と今後の方向性】

事業は実施していないが、潜在的なニーズに向けた事業実施のための検討を行うとともに、他の自治体での事業実施の効果や課題について調査・研究を行う。

(12) 病児保育事業

【事業内容】

保育所や幼稚園等に通っている児童が、疾病によって集団生活が困難となった場合に一時的に保育を実施する。

【現状と第2期計画の検証】

小児科に併設されている施設1か所で実施しており、1日定員は2名（疾病によっては最大3名）としている。

新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に事業を休止していた時期があるが、現在は事業を再開している。

【表 5-41】 ■第2期計画期の事業実績

第2期計画の進捗状況		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	延べ人数	534	530	493	481	474
確保の内容	延べ人数	534	530	493	481	474
実績	延べ人数	57	107	0	87	-

※2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により休止

【今後の方向性】

保護者が安心して子育てができるよう適切に支援し、事業を継続する。

また、平常時は現在の定員で対応できているが、インフルエンザ等に集団感染したときはすべてに対応することが困難な状況である。そのため、病児保育施設の拡大を実施し、受入体制の強化を図る予定としている。

【表 5-42】 ■量の見込みと確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	延べ人数	224	215	211	206	203
確保の内容	延べ人数	224	215	211	206	203

(13) 延長保育事業

【事業内容】

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常の保育時間を延長して保育を実施する。

【現状と第2期計画の検証】

認可保育所4施設、認定こども園1施設において1時間の延長保育を実施している。

近年利用者が減少傾向ではあるが、保護者ニーズに対応することは就労環境の確保につながるものであることから、継続した対応が求められている。しかし、サービスの提供には人員の確保が課題となるため、人員の確保状況を確認していくことが求められる。

【表 5-43】 ■ 第2期計画期の事業実績

第2期計画の進捗状況		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	人	137	136	125	121	120
確保の内容	施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
実績	人	98	92	81	64	-
	施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

【今後の方向性】

保護者が安心して子育てができるよう適切に支援し、事業を継続する。

【表 5-44】 ■ 量の見込みと確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	人	179	172	169	165	162
確保の内容	施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(14) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、講義やグループワークを通じて情報提供や相談・助言等のほか、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換等ができる場の設置など必要な支援を行う。

【現状と今後の方向性】

事業は実施していないが、既存の相談サービスで充足しないと見込まれる場合、必要に応じて検討する。

基本方針3 地域で支える子育て支援

(1) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を実施する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施する。

【現状と第2期計画の検証】

「子育て支援センターえがお」「子育て支援センターくろーばー」「子育て支援センターおひさま」の3施設において実施している。

利用者について、新型コロナウイルス感染症の影響により、第2期計画策定時の量の見込みに対して実績が大きく下回る状況となったが、近年は回復傾向となっている。

【表 5-45】 ■地域子育て支援拠点一覧

開設名	開設年月	開放日	事業内容
えがお	2001年11月	月・木	相談業務、開放事業、えがおルーム、えがお遊園地等
くろーばー	2016年4月	月・水・金	相談業務、開放事業 ※ふたば保育所に併設
おひさま	2013年1月	月・火・木	相談業務、開放事業 ※虹の橋保育園に併設

【表 5-46】 ■第2期計画期の事業実績

第2期計画の進捗状況		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
量の見込み	延べ組数	4,821	4,896	4,764	4,726	4,669	
確保の内容	延べ組数	4,821	4,896	4,764	4,726	4,669	
実績	区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	利用組数※	延べ組数	3,331	2,850	3,455	3,785	-
	開放日数	日	346	296	368	364	-
	1日平均	人	21.6	21.2	20.3	20.3	-

※利用実績（おとなの利用延べ人数）を延べ組数として表記

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の影響からは回復傾向であるが、少子化の進行に伴って利用者数の減少が見込まれる。保護者の育児ストレス解消、乳幼児虐待の未然防止や早期発見等の役割にも柔軟に対応できるよう相談体制のより一層の充実を図る。

【表 5-47】 ■量の見込みと確保方策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	延べ組数	6,072	5,696	5,681	5,464	5,261
確保の内容	延べ組数	6,072	5,696	5,681	5,464	5,261
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(2) 利用者支援事業（こども家庭センター・妊婦等包括相談）

【事業内容】

こども家庭センターは、これまでの母子保健機能である「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能である「子ども家庭総合支援拠点」で実施する支援を一体的に行うことで、妊娠期から子育て期にわたり、相談対応や訪問等により、すべての妊婦や子どもとその家庭を対象に切れ目のない支援を実施する。

また、上記の相談支援に関連して、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援と給付金の支給を併せた「出産・子育て応援事業」を実施している。

【現状と今後の方向性】

こども家庭センターについては、令和8年度開設のため検討中であり、国の制度に基づく事業は実施していないが、これまで担ってきた「子育て世代包括支援センター」や「子ども家庭総合支援拠点」の機能により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を市健康福祉部の各課や子育て支援センターと連携しながら実施しており、こども家庭センターの開設後も停滞のない事業の実施に努めるとともに、今後も利用者が適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援を継続する。

また、これまで実施してきた「出産・子育て応援事業」は、国の新たな支援事業として制度化されたことを踏まえ、給付金の支給による経済的支援を継続するとともに伴走型相談支援については、妊婦等包括相談事業として継続する。

【表 5-48】 ■ 量の見込みと確保方策（こども家庭センター）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	延べ組数	759	746	731	714	702
確保の内容	延べ組数	759	746	731	714	702
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※量の見込み及び確保の内容は、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の相談業務による実績平均の合計から算出

【表 5-49】 ■ 量の見込みと確保方策（妊婦等包括相談）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
量の見込み	人	130	125	120	116	112
確保の内容	人	130	125	120	116	112

(3) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

児童虐待の早期発見、未然防止のため、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会^{※1}）機能の強化を図り、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する。

【現状】

要保護児童対策地域協議会における各種会議を開催し、情報共有及び個別ケースに対応するとともに、例年開催される調整機関職員向け研修会への参加により知識の向上に努めている。

【今後の方向性】

現状の支援体制を継続するとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関等との連携を強め、情報の収集及び共有を図ることにより、児童虐待の早期発見・未然防止に努める。

(4) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境に課題を抱える児童等の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、状況に応じた支援を包括的に提供する。

【現状と今後の方向性】

事業は実施していないが、既存の施設やサービスで充足しないと見込まれる場合、必要に応じて検討する。

(5) ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助の実施を希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する。

【現状と今後の方向性】

事業は実施していないが、潜在的なニーズに向けた事業実施のための検討を行うとともに、他の自治体での事業実施の効果や課題について調査・研究を行う。

用語の解説

※1 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関でその子ども等に関する情報や支援策を共有できるよう協議を行う場

計画の推進に向けて

1 計画推進に向けて

本計画では、乳児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。本計画の推進に当たっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応えるため、必要なサービスの確保と質の向上を目指すことが求められます。

このため、関係機関と連携した横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組みを推進することとします。

2 計画の進行管理

本計画に実行性をもたせ推進していくためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要となることから、「伊達市子ども・子育て会議」において、その進捗状況を確認・評価し、検証することとします。

また、各事業の実施に当たっては、伊達市子ども・子育て会議での検証結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しや計画の修正を実施することとします。

資料編

1 子ども・子育て会議開催状況

年 月 日	協議内容（関係分）
2024年1月29日（月）	第3期伊達市子ども・子育て支援事業計画の策定について
2024年5月31日（金）	第3期伊達市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果について
2024年11月20日（水）	第3期伊達市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
2025年 月 日（ ）	

2 伊達市子ども・子育て会議

(1) 伊達市子ども・子育て会議条例

伊達市子ども・子育て会議条例

制定 平成 27 年 12 月 11 日条例第 32 号

改正 平成 28 年 3 月 16 日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、伊達市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 子ども・子育て会議は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、子ども・子育て会議の職務上知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正)

3 非常勤特別職職員の報酬に関する条例(昭和48年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月16日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

	推薦団体	氏名	職
会長	保育所(保育関係)	大越 郁夫	伊達保育所長
副会長	伊達商工会議所	渡部 貴志	伊達商工会議所専務理事
委員	伊達市民生委員児童委員協議会	鳴海 摩里子	主任児童委員
委員	室蘭公共職業安定所	出口 稔和	室蘭公共職業安定所伊達分室主任
委員	幼稚園(教育関係)	上山 敦司	学校法人伊達育英学園事務長
委員	伊達市校長会	花田 啓光	伊達市校長会事務局長
委員	伊達市PTA連合会	小田 尚記	伊達市PTA連合会会長
委員	伊達肢体不自由児者父母の会	佐藤 歩美	
委員	連合北海道伊達地区連合会	道川 祥大	連合北海道伊達地区連合会事務局長
委員	公募(人材バンク)	岩花 幸子	

第3期 伊達市子ども・子育て支援事業計画

発行日 2025年（令和7年）3月

発行者 北海道伊達市

編集 伊達市健康福祉部子育て支援課

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20番地1

TEL 0142-82-3194
